

令和7年 第3回定例会

屋久島町議会議録

令和7年8月18日 開会

令和7年8月27日 閉会

令和7年第3回屋久島町議会定例会会期日程

自8月18日・至8月27日（10日間）

月 日	曜	会議別	日 程
8月18日	月	本会議	○開会
19日	火	本会議 委員会	○一般質問 ○各常任委員会
20日	水	休会	
21日	木	休会	
22日	金	休会	
23日	㊂	休会	
24日	㊃	休会	
25日	月	休会	
26日	火	休会	
27日	水	本会議	○最終本会議

令和7年第3回屋久島町議会定例会

第 1 日

令和7年8月18日

令和 7 年第 3 回屋久島町議会定例会議事日程（第 1 号）

令和 7 年 8 月 18 日（月曜日）午前 10 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 5 号 令和 6 年度決算に基づく屋久島町資金不足比率の報告について
- 日程第 6 承認第 7 号 令和 7 年度屋久島町一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分事項報告承認について
- 日程第 7 議案第 57 号 財産の取得について
- 日程第 8 議案第 58 号 屋久島町安房荒茶加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第 59 号 屋久島町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 60 号 屋久島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 61 号 屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 62 号 屋久島町水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 63 号 令和 7 年度屋久島町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 14 議案第 64 号 令和 7 年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 15 議案第 65 号 令和 7 年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 16 議案第 66 号 令和 7 年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 17 議案第 67 号 令和 7 年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 18 議案第 68 号 令和 7 年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 19 議案第 69 号 令和 7 年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 20 議案第 70 号 令和 7 年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 21 議案第 71 号 令和 7 年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第 1 号）に

について

- 日程第22 同意第2号 屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第23 同意第3号 屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第24 同意第4号 屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第25 同意第5号 屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第26 認定第1号 令和6年度屋久島町上水道事業特別会計決算認定について
- 日程第27 認定第2号 令和6年度屋久島町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 日程第28 認定第3号 令和6年度屋久島町船舶事業特別会計決算認定について
- 日程第29 認定第4号 令和6年度屋久島町電気事業特別会計決算認定について
- 日程第30 令和7年請願第3号 植川棚田の水源地堰堤嵩上げ工事に関する請願書

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員 (16名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	渡邊 浩	2番	内田 正喜
3番	小脇 淳智郎	4番	中馬 慎一郎
5番	眞邊 真紀	6番	相良 健一郎
7番	岩山 鶴美	8番	渡邊 千護
9番	榎 光徳	10番	緒方 健太
11番	高橋 義友	12番	日高 好作
13番	岩川 俊広	14番	渡邊 博之
15番	大角 利成	16番	石田尾 茂樹

1. 欠席議員 (0名)

1. 出席事務局職員

議会事務局長	中村 一久	議事調査係長	岩川 さほり
議事調査係	若松 直樹		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木 耕治	教育長	石田尾 行徳
副町長	岩川 茂隆	会計課長 兼会計管理者	日高 雅和
総務課長(併任) 選挙管理委員会事務局長	三角 謙二	政策推進課長	木原 幸治
観光まちづくり課長	有馬 照幸	町民課長 兼地域住民課長	若松 恵利子
福祉支援課長 兼福祉事務所長	日高 孝之	健康長寿課長	泊 裕一郎
生活環境課長	泊 竜二	産業振興課長	松田 賢一
建設課長	内田 剛	電気課長	内田 康法
教育総務課長	泊 光秀	社会教育課長	佐々木 修
監査委員事務局長	中村 一久	総務課参事	白濱 秀記

△ 開 議 午前10時00分

○議長（石田尾茂樹）

おはようございます。

ただいまから、令和7年第3回屋久島町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石田尾茂樹）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、渡邊浩議員、2番、内田正喜議員を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（石田尾茂樹）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から8月27日までの10日間としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から8月27日までの10日間とすることに決定しました。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（石田尾茂樹）

日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の事項につきましては、別紙で配付しておりますので、口頭報告を省略いたします。

△ 日程第4 行政報告

○議長（石田尾茂樹）

日程第4、町長の行政報告を行います。

これを許可します。

○町長（荒木耕治）

おはようございます。行政報告に先立ちまして、本年は終戦から80年の節目の年です。1941年12月の真珠湾攻撃をきっかけに、日本は太平洋戦争に突入し、その後、多くの命が失われました。戦後80年の節目に当たり、戦争について思いを巡らせるとともに、改めて先人をしのび、心から御冥福をお祈り申し上げます。

それでは、令和7年第3回屋久島町議会定例会の開会に当たり、第2回定例会後の町政を取り巻く状況について御報告いたします。

始めに、屋久島空港滑走路延長現地推進本部の設置について御報告いたします。

去る8月5日、鹿児島県と本町による屋久島空港滑走路延長現地推進本部を設置いたしました。当日は役場フォーラム棟において、関係者立会いの下、屋久島高校書道部の生徒2人が文字入れをした現地推進本部の看板を披露しました。生徒は屋久島のさらなる発展を期待していると話されていました。

さて、屋久島空港は、御存じのとおり、滑走路の長さが1,500mであり、ジェット機が離発着できるため、これを2,000mにまで延長することにより、関東方面との直行便の就航が可能となり、屋久島を訪れる方々の利便性の向上が図られることとなります。これらの取組は町民の悲願であるため、私も本部長として1日も早い完成に向けて、町民とともに努力を重ねてまいりたいと存じます。なお、8月8日、9日の両日は、エプロン・ターミナル整備予定地の地権者の皆様を対象とした説明会を開催しました。今後も引き続き町民への情報発信のほか、土地取得等に必要な業務支援や調整を進めていくこととなります。

次に、新しいごみ処理施設の火入れ式について御報告いたします。

7月30日、屋久島クリーンサポートセンターにおいて、新しい焼却施設の火入れ式として、町関係者、工事関係者出席の下、焼却施設の点火などを行いました。新しい焼却施設は8月1日から試験運用を開始しており、今後、性能試験などを実施した後、10月末頃に竣工式を行った上で正式稼働する予定であります。

次に、各種大会へ出場及び受賞等について御報告いたします。

6月22日、29日の2日間で行われた第66回県民スポーツ大会熊毛地区大会は、熊毛1市3町で開催されました。本町の関係では、バレーボール男子・女子、ソフトテニス男子・女子、弓道、ソフトボール女子、バドミントン女子、テニス男子、バスケットボール男子の9種目で優勝を果たしていただき、これまでの選手・関係者の熱心な取組に改めて敬意を表する次第であります。なお、第77回県民スポーツ大会は、9月20日、21日に鹿児島市内を中心に県内各会場で開催されます。

7月20日に茨城県高萩市で開催された全国中学生ウエイトリフティング大会においては、安房中学校3年の江口鉄生さんが男子55kg級で昨年に続き優勝し、見事2連覇の快

挙を成し遂げました。また、女子45kg級では、安房中学校2年の大平芽沙さんが6位入賞を果たしました。お2人の今後ますますの活躍が期待されます。引き続き、可能性に富む若い力を存分に發揮いただき、地域に元気と活気を与えていただきたいと思うところです。

最後に、住民訴訟の経過について御報告いたします。

令和4年度に実施した海・川・山の繋がりで豊かな屋久島の自然を守るプロジェクト業務に係る損害賠償命令請求住民訴訟について、7月4日に原告の陳述に基づき、随意契約として締結したこと、受託者に清算義務を課さなかったこと、予定価格を設定しなかったことの違法性についてが争点として整理され、町はこれについて反論することとし、次回、期日は9月30日に設定され、随意契約の必要性、相当性について主張立証することとなりました。

次に、屋久島町議会議場の傍聴席での取材禁止に係る損害賠償請求については、8月6日に第1回口頭弁論が行われ、訴状訂正申立書及び答弁書が陳述され、原告提出の甲号証の取調べがありました。原告は答弁書に対する反論と併せて、議会本会議と全員協議会の取材禁止行為の違法性を具体的に主張するために、準備書面を提出することとなり、次回、期日を9月18日に設定されたところです。

なお、今後の審理については、ウェブ会議によることとなりました。

以上で、簡単ではございますが、行政報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹）

これで行政報告を終わります。

△ 日程第5 報告第5号 令和6年度決算に基づく屋久島町資金不足比率の報告について

○議長（石田尾茂樹）

日程第5、報告第5号、令和6年度決算に基づく屋久島町資金不足比率の報告についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治）

本定例会に提案しております案件につきまして御説明申し上げます。

今回提案しております案件は、報告1件、承認案1件、物品契約案1件、その他の案件1件、条例案4件、補正予算案9件、同意案4件、決算認定案4件の計25件であります。

それでは、議事日程に従いまして御説明いたします。

まず、報告第5号、令和6年度決算に基づく屋久島町資金不足比率の報告につきまし

ては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、上水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、船舶事業特別会計、簡易水道事業特別会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものであります。

令和6年度決算におきましては、船舶事業特別会計で、経営健全化基準を大きく上回る資金不足比率となったことから、繰入措置等に関する事務処理の適正化と再発防止策を講じるよう求められたため、改善を図ってまいります。

なお、その他の特別会計につきましては、特段、指摘事項はなかったところです。

以上で説明を終わります。

○議長（石田尾茂樹）

これより質疑を行います。報告については質疑のみとします。質疑はありませんか。

○14番（渡邊博之）

こういう資料というか、報告をこれまで受けた記憶がないんですけども、再発防止を講じるという指摘がありますが、この状態というのは一時的なものなのか、それとも長年続いてきたものなのか、これが1点目です。

2点目について、こういう状況が利用料につながる可能性はどうなのか。2点お聞かせください。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○政策推進課長（木原幸治）

まず、今回の資金不足については一時的なものか、恒常的なものかについてですけれども、先日の全員協議会のほうでも説明をさせていただきましたが、この会計につきましては、もともとが赤字会計ですけれども、航路補助事業ということで、国と県からの補助を受けて補填をしていただくという事業になっております。毎年、県の補助金が1年遅れで入ってくるということで、その場合は一般会計で補填をするという仕組みになっておりましたけれども、私どもの判断が誤っておりまして、その一般会計の補填をするタイミングを逃してしまいました、今回、資金不足が発生をしてしまいました。ということは一時的なものです。適切に一般会計からの繰入れをして、資金不足が発生しないようにしたいと思っております。

また、このことについては、運賃の値上げ、そういうしたものにはつながらないものとなっております。

以上です。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

△ 日程第6 承認第7号 令和7年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）の専決処分事項報告承認について

○議長（石田尾茂樹）

日程第6、承認第7号、令和7年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）の専決処分事項報告承認についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治）

続きまして、承認第7号について御説明いたします。

承認第7号、令和7年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）の専決処分事項報告承認につきましては、令和7年6月の豪雨により被災した林業用施設の災害復旧に関する対応について、歳入歳出それぞれ380万円を増額し、予算の総額を119億8,546万8,000円とする予算措置に緊急を要したことから、令和7年6月24日付で専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております承認第7号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

承認第7号については、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、承認第7号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論と採決を行います。

承認第7号、令和7年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）の専決処分事項報告承認について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第7号、令和7年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）の専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

△ 日程第7 議案第57号 財産の取得について

○議長（石田尾茂樹）

日程第7、議案第57号、財産の取得についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治）

続きまして、議案第57号について御説明いたします。

議案第57号、財産の取得につきましては、児童生徒の教育環境の向上を図るため、令和2年に導入した端末が5年を経過することから、全台を新たな端末に更新するものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（眞邊真紀）

タブレットの端末は消耗品ですから、更新は必要だと思うんですけども、タブレットを利用するに当たって、通信環境は13校とも特に問題がないということでおよろしいですか。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○教育総務課長（泊 光秀）

ただいまの御質問にお答えします。

今のところ環境整備も行っておりますので、問題はないものと考えております。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題となっております議案第57号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第57号については、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、議案第57号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論と採決を行います。

議案第57号、財産の取得について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第57号、財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第8 議案第58号 屋久島町安房荒茶加工施設の指定管理者の指定について

△ 日程第9 議案第59号 屋久島町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について

△ 日程第10 議案第60号 屋久島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

△ 日程第11 議案第61号 屋久島町営単独住宅管理条例の一部

改正について

- △ 日程第12 議案第62号 屋久島町水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- △ 日程第13 議案第63号 令和7年度屋久島町一般会計補正予算（第5号）について
- △ 日程第14 議案第64号 令和7年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第15 議案第65号 令和7年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第16 議案第66号 令和7年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第17 議案第67号 令和7年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第18 議案第68号 令和7年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第19 議案第69号 令和7年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第20 議案第70号 令和7年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第21 議案第71号 令和7年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（石田尾茂樹）

日程第8、議案第58号、屋久島町安房荒茶加工施設の指定管理者の指定についてから日程第21、議案第71号、令和7年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの14件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治）

続きまして、議案第58号から議案第71号までについて御説明いたします。

議案第58号、屋久島町安房荒茶加工施設の指定管理者の指定につきましては、指定管理者より指定を解除する申出があったことから、施設の管理運営を効果的かつ効率的に

行うため、新たに特命で選定し、指定管理者として指定するものであります。

議案第59号、屋久島町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、育児及び介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にし、部分休業制度等を拡充するため、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律並びに地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の改正をするものであります。

議案第60号、屋久島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にし、部分休業制度を拡充するため、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が令和7年10月1日に施行されることに伴い、所要の改正をするものであります。

議案第61号、屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正につきましては、城ヶ平住宅の退去により管理戸数が減少したことから、所要の改正をするものであります。

議案第62号、屋久島町水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきましては、部分休業制度について、1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で1日の勤務時間の全部または一部について勤務しないことを選択できることとともに、非常勤職員に係る部分休業の対象となる子の年齢が小学校就学の始期に達するまでに引き上げられることとした、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が令和7年10月1日から施行されることに伴い、企業職員である本町の水道事業職員について同様の対応をするため、所要の改正を行うものであります。

議案第63号、令和7年度屋久島町一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入予算において、普通交付税、児童福祉費負担金過年度分、屋久島町だいすき寄附金、だいすき基金繰入金、純繰入金等の増額及びデジタル基盤改革支援補助金、財政調整基金繰入金等の減額に対し、歳出予算において、議会費では費用弁償等の増額を、総務費ではふるさと納税事務手続料、だいすき基金積立金、電算システムソフト改修委託料、財政調整基金積立金、公共施設整備基金積立金等の増額及び総合行政ネットワーク負担金の減額並びに人件費の調整を、民生費では国庫支出金過年度精算返納金等の増額及び介護保険特別会計繰出金の減額を、衛生費では上水道事業特別会計補助金、ごみ処理施設光熱水費等の増額及びごみ処理施設管理委託料等の減額を、農林水産業費では人件費の調整及び林業改良工事請負費等の増額を、商工費では人件費の調整及び観光施設修繕料等の増額を、土木費では人件費の調整及び住宅管理修繕料等の増額を、消防費では熊毛地区消防組合負担金等の増額及び設備購入費の減額を、教育費では人件費の調整及び栗生小、安房小のプール並びに安房中体育館改修工事請負費、学校給食費補助金等の増額を、災害復旧費では林道災害復旧工事請負費の増額及び財源組替えを、また予備費の増

額を計上し、歳入歳出それぞれ10億7,985万9,000円を追加し、予算の総額を130億6,532万7,000円とする予算措置に併せ、観光パンフレット増刷及びデジタル化業務並びに総合法令管理システム利用に係る債務負担行為の追加、また地方債の限度額について5事業を追加し、2事業を変更するものであります。

議案第64号、令和7年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入及び支出における水道事業収益で給水収益、一般会計補助金の増額により1,500万1,000円を追加し、予算の総額を5億6,590万6,000円とし、水道事業費用では人件費の調整、委託料、修繕費等の増額により1,438万8,000円を追加し、予算の総額を4億7,318万8,000円とするものであります。また、資本的収入及び支出における資本的収入で、事業実施に伴う企業債の増額及び一般会計補助金の減額により277万円を追加し、予算の総額を3億7,555万円とし、資本的支出では、浄水場更新整備等に800万7,000円を追加し、予算の総額を4億5,467万8,000円にすることに併せ、債務負担行為と企業債の追加を行い、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補填財源を7,432万8,000円に改めるものであります。

議案第65号、令和7年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出における農業集落排水事業費用で、企業会計運用支援業務委託料の減額等により32万3,000円を減額し、予算の総額を4,561万2,000円とするものであります。また、資本的支出において、施設建設改良費の増額により150万円を追加し、予算の総額を2,976万5,000円とするものであります。

議案第66号、令和7年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入予算において、前年度繰越金等の増額及び職員給与費等繰入金の減額に対し、歳出予算において、人件費の調整及び保険給付費等交付金償還金等の増額を計上し、歳入歳出それぞれ1,653万2,000円を追加し、予算の総額を19億3,968万9,000円とするものであります。

議案第67号、令和7年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入予算において、調整交付金等の減額及び前年度繰越金等の増額に対し、歳出予算において、介護給付費準備基金積立金等の増額と併せて介護保険給付費の財源組替えを計上し、歳入歳出それぞれ4,943万4,000円を追加し、予算の総額を15億306万1,000円とするものであります。

議案第68号、令和7年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入予算において、一般会計繰入金の増額に対し、歳出予算において、人件費の調整、普通旅費等の増額及び永田へき地出張診療所修繕料等の減額を計上し、歳入歳出それぞれ239万1,000円を追加し、予算の総額を1億7,055万9,000円とするものであります。

議案第69号、令和7年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入予算において、一体的実施事業繰入金等の減額に対し、歳出予算において、人件費の調整及び子ども・子育て支援事業負担金の減額を計上し、歳入歳出それぞれ59万8,000円を減額し、予算の総額を2億2,513万7,000円とするものであります。

議案第70号、令和7年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入及び支出における船舶事業収支的収入で、消費税及び地方消費税還付金の増額に対し、船舶事業収益金支出では、中間整備に伴う消耗品費の増額及び船員研修会負担金の減額を計上し、収益的収入及び支出それぞれ251万円を追加し、予算の総額を5億8,670万3,000円とすることに併せ、債務負担行為の事項、期間及び限度額を定めるものであります。

議案第71号、令和7年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び支出における電気事業収益で、政府の緊急支援による電灯料、電力料の減額に対し、電気事業費用において、人件費の調整及び電力購入費等の減額を計上し、収益的収入及び支出それぞれ881万7,000円を減額し、予算の総額を6億5,902万6,000円とするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石田尾茂樹）

これより、議案第58号から議案第71号までの14件に対し、総括質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（中馬慎一郎）

1点教えてください。議案第63号、議案書のページで言うと63ページの土木総務費負担金のところにある危険廃屋解体撤去補助金についてお聞きします。令和5年度では4件の解体補助金が使われました。今回の90万円の内容、中身を教えてください。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

○建設課長（内田 剛）

今回につきましては、現時点で把握しております3件分の見込みがありますので、掛ける30万円の合計90万円を計上するものでございます。

以上です。

○4番（中馬慎一郎）

昨年、一般質問でもこの件をしたのですが、解体費用の総額の30%、上限を30万円とするという条例に対して、町長も上積みをする考えもあったのですが、その辺りの限度額の検討というのは今どうなっていますか。

○建設課長（内田 剛）

現時点につきましては、まだ検討中でございます。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに。

○11番（高橋義友）

議案第63号、ページは22ページになります。農林水産業費の件で、今回、備品で77万5,000円計上しておりますけれども、これは漁村センターの1階部分の空調設備だと思いますけれども、建物自体の2階の部分、それと雨どい、それと建物全体の今後の修繕費についてはどのようなお考えか、お示しいただきたいと思います。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

○産業振興課長（松田賢一）

補正を上げるに当たり、一湊区と協議をしまして、今回、修繕料と備品購入費、1階部分の空調を計上してございます。指定管理を来年の3月まででしておりますので、その状況も見て、また今後検討したいと思います。

○11番（高橋義友）

3月31日までが指定管理期間ですよね。今後の状況を見ながら、また再度更新するか、しないかは検討するということですね。町として、建物自体の管理者として、建物を建てる場合に、僕は建物として最低の体があると思うんです。要するに、建物を建てたら、雨どいとか、そういうのをぴしゃりとして貸してやらないと、今も大雨が降ったら雨どいがないものだから、水がごんごん2階から滝のように落ちてきます。最低限の管理者としての、僕は体をしてほしいと思います。要望しておきます。

以上です。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに質疑はありませんか。

○15番（大角利成）

議案第58号、屋久島町安房荒茶加工施設の指定管理者の指定について、少し教えてください。指定管理者から指定を解除したい旨の申入れがあったということですが、管理ができないという理由をどのように捉えているのかお知らせください。

○議長（石田尾茂樹）

質疑に対し答弁を求めます。

○産業振興課長（松田賢一）

ただいまの質問にお答えいたします。

令和7年の3月10日に東部茶の生産組合の定期総会がございました。その中で、会員

数の減少であったり、農作物の生産品目の変更に伴う生産量の減少等により、組合としての指定管理の更新は困難とのことで、本年度の二番茶の製造をもって組合での運営を終了し、次の指定管理者へ移管するということで決定をしております。その後、東部茶生産組合より、9月30日をもって指定解除の申出が出されまして、承認をしたところです。併せて、6月10日から6月30日まで10月からの指定管理者の公募を行ったところ、提案業者1社の申込があったことから、特命選定に切り替えまして、今回、提案をしているところです。

以上です。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（眞邊真紀）

議案第63号、一般会計補正予算案についてですけれども、議案書のタブレットの67ページ、教育費の給食費補助金1,500万円ほど出ていますけれども、これの内容説明をお願いします。

○教育総務課長（泊 光秀）

ただいまの御質問にお答えいたします。

昨年、一昨年と物価高騰により12月補正でその分を対応してきたところでございますが、その場合、若干の事業者への支払いが遅れるというところがございまして、今回、1学期分の実績から2学期、3学期分、残り7か月分の見込みを立てまして、今回の補正で計上したところでございます。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに質疑はありませんか。

○12番（日高好作）

お聞きします。63号の一般会計ですが、65ページ、備品購入費の中で消防団員の安全装備品、防火服1,200万円の減額についてお聞きします。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

備品購入費につきましては、3月の定例会で各分団の消防自動車に配備するという形で御説明させていただきました。全額を補助金で賄う財源充当しておりましたが、当初、申請すればつく補助金だという認識の下に補助金にしたのですが、今回、不採択でありましたので、一度ゼロベースに戻しまして、令和8年度でもう一度申請して購入したいというふうに考えているところです。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

町長より発言を求められておりますので、許可します。

○町長（荒木耕治）

議案第66号の説明の中で、予算の総額を19億3,968万9,000円と説明いたしました。正しくは19億3,968万6,000円でしたので訂正します。

○議長（石田尾茂樹）

ただいま議題になっております議案第58号から議案第71号までの14件については、お手元に配付しております議案等の委員会付託表のとおり各委員会に付託します。

委員会審査の場所は、総務文教常任委員会は第1委員会室を、産業厚生常任委員会は第2委員会室をそれぞれ充てます。

△ 日程第22 同意第2号 屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任について

△ 日程第23 同意第3号 屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任について

△ 日程第24 同意第4号 屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任について

△ 日程第25 同意第5号 屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（石田尾茂樹）

日程第22、同意第2号、屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、日程第25、同意第5号、屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの4件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治）

次に、同意4件について御説明いたします。

同意第2号から第5号、屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、本年9月30日で任期満了を迎えます日高義正委員、鞆研三委員、日高正秀委員の3名を引き続き選任し、新たに松田純治氏を固定資産評価審査委員会委員として選任するため、議会の同意をお願いするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹）

これより、同意第2号から同意第5号までの4件に対し、総括質疑を行います。質疑

ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております同意第2号から同意第5号までの4件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

同意第2号から同意第5号までの4件については、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、同意第2号から同意第5号までの4件については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論と採決を1件ずつ行います。

まず、同意第2号、屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第2号、屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。

本件に同意することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（石田尾茂樹）

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

これで締め切ります。

賛成多数です。したがって、本件は同意することに決定しました。

次に、同意第3号、屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第3号、屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。

本件に同意することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（石田尾茂樹）

押し忘れ、間違いはありませんか。

これで締め切ります。

賛成多数です。したがって、本件は同意することに決定しました。

次に、同意第4号、屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第4号、屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。

本件に同意することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（石田尾茂樹）

押し忘れ、間違いはございませんか。

これで締め切ります。

賛成多数です。したがって、本件は同意することに決定しました。

次に、同意第5号、屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第5号、屋久島町固定資産評価審査委員会委員の専任についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。

本件に同意することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（石田尾茂樹）

押し忘れ、間違いはございませんか。これで締め切ります。

賛成多数です。したがって、本件は同意することに決定しました。

- △ 日程第26 認定第1号 令和6年度屋久島町上水道事業特別会計決算認定について
- △ 日程第27 認定第2号 令和6年度屋久島町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- △ 日程第28 認定第3号 令和6年度屋久島町船舶事業特別会計決算認定について
- △ 日程第29 認定第4号 令和6年度屋久島町電気事業特別会計決算認定について

○議長（石田尾茂樹）

日程第26、認定第1号、令和6年度屋久島町上水道事業特別会計決算認定についてから、日程第29、認定第4号、令和6年度屋久島町電気事業特別会計決算認定についてまでの4件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治）

次に、認定第1号から認定第4号までについて御説明いたします。

認定第1号、令和6年度屋久島町上水道事業特別会計決算認定につきましては、収益的収入及び支出におきまして、水道事業収益は5億625万4,005円、水道事業費用は4億2,656万6,009円で、当年度利益は7,968万7,996円となりました。資本的収入及び支出におきましては、資本的収入が3億4,991万9,000円、水道事業資本的支出は3億9,612万9,300円で、令和7年度へ繰り越すべき財源1万2,000円を除いた資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,622万4,300円は、繰越工事資金、当年度利益剰余金処分額で補填をしました。

認定第2号、令和6年度屋久島町農業集落排水事業特別会計決算認定につきましては、収益的収入及び支出におきまして、農業集落排水事業収益は4,663万628円、農業集落排水事業費用は4,497万1,849円で、当年度利益は165万8,779円となりました。資本的収入及び支出におきましては、農業集落排水事業資本的収入が2,526万3,000円、農業集落排水事業資本的支出が2,886万4,575円で、資本的収入額が資本的支出額に不足する額360

万1,575円は減災積立金取崩し額及び建設改良積立金取崩し額で補填しました。

認定第3号、令和6年度屋久島町船舶事業特別会計決算認定につきましては、収益的収入及び支出におきまして、収益的収入は5億29万3,090円、収益的支出は5億2,209万7,560円となりました。資本的収入及び支出におきましては、資本的支出が1億3,536万8,412円で、資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、損益勘定内部留保資金及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しました。

認定第4号、令和6年度屋久島町電気事業特別会計決算認定につきましては、収益的収入及び支出におきまして、電気事業収益は6億7,524万2,747円、電気事業費用は5億8,543万3,166円で、当年度利益は8,980万9,581円となりました。資本的収入及び支出におきましては、資本的支出が7,053万2,330円で、資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、建設改良積立金、損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しました。

以上で説明を終わります。認定案につきましては、それぞれ監査委員の意見を付して提案をいたしております。御審議の上、認定賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石田尾茂樹）

これより、認定第1号から認定第4号までの4件に対し、総括質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

認定第1号、令和6年度屋久島町上水道事業特別会計決算認定についてから、認定第4号、令和6年度屋久島町電気事業特別会計決算認定についてまでの4件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置して審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第4号までの4件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

これから、委員会条例第7条第3項の規定により委員の選任をいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、内田正喜議員、中馬慎一郎議員、眞邊真紀議員、岩山鶴美議員、渡邊千護議員、榎光徳議員、日高好作議員、岩川俊広議員、以上の8名を指名し

たいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会の委員は、ただいま指名しました8名を選任することに決定しました。

これから、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長を互選していただきます。

また、同条第9条第1項の規定により、決算審査特別委員会の招集日を本日とし、委員会の場所を第1委員会室に定めます。

しばらく休憩します。11時15分から再開します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

○議長（石田尾茂樹）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定した旨、通知を受けましたので、お知らせいたします。

決算審査特別委員会委員長に中馬慎一郎議員、同じく副委員長に渡邊千護議員、以上であります。

△ 日程第30 令和7年請願第3号 梶川棚田の水源地堰堤嵩上げ工事に関する請願書

○議長（石田尾茂樹）

日程第30、令和7年請願第3号、梶川棚田の水源地堰堤嵩上げ工事に関する請願書についてを議題とします。

この件につきましては、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付しました請願文書表のとおり産業厚生常任委員会に付託します。

審査の場所は、議案審査と同じ場所です。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、8月19日、午前10時から開きます。

日程は、町政に対する一般質問です。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前11時16分

令和7年第3回屋久島町議会定例会

第 2 日

令和7年8月19日

令和7年第3回屋久島町議会定例会議事日程（第2号）

令和7年8月19日（火曜日）午前10時開議

○日程第1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
14番 渡邊博之	<p>1. 過疎問題について</p> <p>(1) 人口減少の推移が15年程度前倒しになっているという調査報告がニュースでも話題になっていたが、本町の場合、見直しの結果どんな内容になったのかお示し願いたい。</p> <p>(2) 前議会で専門家が一様に合計特殊出生率2.0を目標とする少子化対策が人口減少問題の要と解いていることを紹介したが、その認識と合計特殊出生率の町の計画はどうなっているかお尋ねしたい。</p> <p>(3) 合計特殊出生率に限らず、Iターン、Uターン、留学生、地域おこし協力隊、高齢者福祉、子育て充実など、人口増につながる政策の充実性も重要と考えるが、町の見解をお聞きしたい。</p> <p>(4) 具体的施策においては、費用対効果を基準に、推進と撤退のメリハリのある判断力が必要と考えるがどうか。</p>	町 長
7番 岩山鶴美	<p>1. 西部林道の携帯電話通信・ラジオ電波について</p> <p>(1) 過去にも同僚議員の質問があったが、進捗状況を伺います。</p> <p>2. 平和教育について</p> <p>(1) 戦没者追悼式の今後をどう捉えているのかを伺います。</p> <p>3. ゴミ袋の新たなサイズ展開について</p> <p>(1) 他の自治体も取り組んでいる、一人暮らしや観光客も使用できるゴミ袋をレジ袋として活用</p>	町 長 町 長 町 長 教 育 長 町 長

する事について出来ないかを伺います。	長
4. 有人国境離島法の特別措置について (1) 時限立法であるこの制度を町長としてどう取り組んでいくのか、その強い意志を伺います。また、10月から昼便の安房発着の高速船がなくなるがどう捉えているか伺います。	町 長
5. 島民の健康増進について (1) 島民が一年を通じて運動やリハビリができるプールを造るつもりはないか伺います。	町 長
6. 町報の配布・受け取りについて (1) 現在、町報を郵送している方々についてどう捉えているか伺います。	町 長

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	渡邊 浩	2番	内田 正喜
3番	小脇 淳智郎	4番	中馬 慎一郎
5番	眞邊 真紀	6番	相良 健一郎
7番	岩山 鶴美	8番	渡邊 千護
9番	榎 光徳	10番	緒方 健太
11番	高橋 義友	12番	日高 好作
13番	岩川 俊広	14番	渡邊 博之
15番	大角 利成	16番	石田尾 茂樹

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	中村 一久	議事調査係長	岩川 さほり
議事調査係	若松 直樹		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木 耕治	教育長	石田尾 行徳
副町長	岩川 茂隆	会計課長 兼会計管理者	日高 雅和
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	三角 謙二	政策推進課長	木原 幸治
観光まちづくり課長	有馬 照幸	町民課長 兼地域住民課長	若松 恵利子
福祉支援課長 兼福祉事務所長	日高 孝之	健康長寿課長	泊 裕一郎
生活環境課長	泊 竜二	産業振興課長	松田 賢一
建設課長	内田 剛	電気課長	内田 康法
教育総務課長	泊 光秀	社会教育課長	佐々木 修
監査委員事務局長	中村 一久		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（石田尾茂樹）

おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 町政に対する一般質問

○議長（石田尾茂樹）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

初めに、14番、渡邊博之議員に発言を許可します。

○14番（渡邊博之）

おはようございます。日本共産党の渡邊博之でございます。4年任期の最後の質問を行います。

振り返ってみると、28歳の初挑戦から、16年後の44歳で初当選、以来、途中落選の4年間を除き、議員生活30年の年月がたつてしまいました。つい最近、議会事務局長に議員歴9期と言われ、改めて考えを深くしたところです。

この間、行政との距離については、住民の目線で監視役は最も大事な役割と位置づけるとともに、政治を前に進めるための提案を重視、かつ共通認識が得られた政策については協働する、この3つの基本姿勢を貫くことができたかどうかの自己検証は、今なお続いている。

ともあれ、最後の任期1秒まで、議員としての任務を全うする気概だけは失わないよう、力を尽くす決意を申し上げ、質問に移りたいと思います。

今回は、前の議会に続き過疎問題、すなわち人口減少問題に絞って、基本的認識の領域で質問を行ってまいります。

人口減少は、今日の本町の多くのところで、そしてその深部で見ることができると思います。今日的課題でいえば、航路問題がそうではないでしょうか。フェリー屋久島2は、あと5年は運航させたいと言いながら、5年後どうするのかの未来図が示せない背景に、人口減少による今後の経営への不確実性が根底にあるからだと推察できます。

人口減少は、本町のあらゆる部門の体力を削り、活力を奪い、町民の希望をももぎ取りかねない、厄介この上ない現象だということは、町長と共有できる認識と確信しています。

町が10年前に国の指針を受けて、まち・ひと・しごと創生総合戦略を作成、その2期を経て、今年3期目の戦略を発表したことは、そのことを証明しています。

そこで最初の質問です。2期目までと3期目の戦略作成で大きく違うところは、人口減少の推移が15年程度前倒しになっているという、そういう厳しい調査報告が出され、マスコミでも報道されました。本町の場合、その見直しの結果どのような内容になつたか、特徴をお示し願いたいと思います。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

おはようございます。日本共産党、渡邊博之議員の質問にお答えいたします。

本町の将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所が公表した推計では、減少が加速をしている状況にあります。2013年3月に公表された推計では、2040年に1万1,058人になると予測されていましたが、2023年12月に公表された最新の将来推計人口では、2025年の人口が1万1,129人と予測されています。

さらに、町の予測としては、本年度実施される国勢調査で1万1,000人を下回る見込みとなっております。1万1,000人を割り込む予測は、2013年の予測からは約15年、2018年の予測からは約5年早まる予測となっております。

前回の議員の一般質問でもお答えしましたが、社人研の最新の推計によると、本町の人口は2035年には9,792人、1万人以下となり、2045年には8,670人、9,000人を下回り、2070年には6,040人まで減少するという衝撃的な将来推計人口が示されております。

まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口減少に歯止めをかけること、人口減少に合わせるという2つの基本的視点を両輪として取組を推進していきたいと思っております。

○14番（渡邊博之）

今、町長が言われたように、やはり15年程度前倒しになっていると、そして、2070年には6,000人ですから、約半減するということですね。もちろんこれは推計上、机上のものですから、やはりこれをこのまま見過ごしていくと、手をこまねくというわけにはいかないわけで、そこにやはり町長も言われましたあらがう政治をしっかりとやっていくことが、このことからも分かるというふうに思います。

屋久島町の第3期の総合戦略、それを頂いてはいるんですけども、前の議会でも専門家が一様に出生率2.0を目標とすると言いましたけれども、この出生率がその後担当課の説明で、合計特殊出生率と、そういう分野の数字だということが分かりました。

それを目標とする少子化対策が人口減少問題の要と一様に専門家が指摘しているということをさきの議会で私は述べましたけれども、合計特殊出生率の町のこの計画の上では、どういう見方をして、どんな目標を持っているのかをお示しいただけたらと思います。

○町長（荒木耕治）

合計特殊出生率2%を目標とする提案につきましては、人口が自然に増えも減りもしない状態を保つために必要な合計特殊出生率の水準である人口置換水準が、現在日本では2.07前後とされておりますので、ごく当然のことと認識をしております。

しかしながら、現状においてこの目標水準を達成することは、極めて困難な状況にあります。2024年の全国の合計特殊出生率は1.15と過去最低の数値となっており、本町においては、2024年は1.27と全国を上回ったものの、依然として2.02はほど遠い数値となっております。

ちなみに、2022年は1.17、2023年は1.08と、全国の数値、2022年1.26、2023年1.20を下回る状況となっていました。

合計特殊出生率とは、1人の女性が生涯で産む子供の平均数を示す指標です。未婚化・晩婚化が進む現代社会において、婚姻数の増加や出生率の回復などの人口減少対策は、一朝一夕に成果が得られるものではなく、長期的な視点での着実な取組が求められます。

したがいまして、本町の総合戦略における人口目標では、この厳しい現状を踏まえ、2045年までに合計特殊出生率を本町の2020年から2023年の平均値である1.445まで回復させ、その後維持することを目標の条件の一つと設定しております。

この目標を達成のため、本戦略では、結婚支援推進や妊娠・出産を支える社会環境の整備、子育てサポート体制の充実といった施策のほか、雇用や住環境の支援、幸福度の向上など多角的に取り組んでまいりていきたいというふうに思っております。

○14番（渡邊博之）

合計特殊出生率の説明を受けましたけれども、もう一つ条件として、15歳から49歳までの女性というふうに枠があって、その間の1人の女性が一生に産む子供の数の平均というものが、この合計特殊出生率ということあります。

町長の、今、答弁にもあったように、困難な状況、ほど遠い状況という言葉がありましたけれども、なかなか大変だというふうに聞いていて思います。やっぱりそういう厳しい状況だということは、まずスタートの認識としては持つ必要があるのではないかというふうに思います。

前の議会で紹介しました東京都立大学の山下祐介先生ですけれども、今、町が取り組んでいる第3期まち・ひと・しごと創生、10年間やってきたわけですけれども、これに頼ることは危険だということも言っているんです。非常に厳しい見方をしていまして、それだとある意味失敗をするという、そういう指摘があります。これ、やっぱり真摯に受け止めておく必要があるのではないかと。これに、この計画に頼って、それが人口減少、あるいは出生率を高める、その大きな力だと見ることは間違っているというのは、

私じゃありませんよ、山下先生の指摘だと言われています。

そういう意味で、やはり行政の独自の考え、ここが大事になっているというふうな説明もあるわけです。もちろんこれまで町はやってきた色々な施策です。福祉であるとか、子育て支援であるとか、あるいは高齢者施策であるとか、そういったことが結果としてやはり人口減少を止めている大きな力になっている。ここはやっぱり核心にする必要があると思うんです。

それで、私自身、その中身を見たときに、例えばIターンの皆さん方の移住、これはもう積極的に増やしていく。屋久島はそういう意味では、ほかと違った大きな特徴があるというふうに思うんです。ここを独自にどうするかっていうことを考える。そして、それが結果として、まち・ひと・しごとのこの数値に近づくということになればいいというふうに思うんです。ですから、個々を見るということが非常に大事だということを強調したいというふうに思います。

それからUターンの皆さん、今、団塊の世代、退職、終わって、生まれ故郷へ帰って生活をしたいという方もかなり、現実にそういう方もいらっしゃいますよね。こういうことも積極的に政策、実効ある政策として考えていく必要がある。

それから、これまでやって来ています留学生の受入れ、これもしっかりと状況を見ながら、実績を見ながら、どうするかを考えていくということが必要だというふうに思います。

それと地域おこし協力隊、これは国が推奨している事業ですけれども、ここもこの協力隊が最終的にその地域に移り住む。そこでなりわいを立てて、生活を営む地域の一員として定着するという、そういった意味での支援活動というのはやはり真剣に考えて、確実に定着させていくという努力が必要なんじゃないでしょうか。

それと高齢者福祉、この充実もやはり大事になってきている。周辺を見ましても、やはり自活しているときはまだ、子供たちは何とも言えませんけども、やっぱりそれがもう失われていったら、都会へ連れて行っているんですかね。子供たちのところへ行くと、そういうお年寄りも結構多いわけです。これもそうならないためのやはり努力、工夫というのが大事なんじゃないでしょうか。

それから子育て支援、これは町長も言わされました。ますます重要な視点、屋久島に住んだらいい子育てができると、自然環境も含めて、そういう特徴を生かした、そのような中身の政策にしていく必要があるということを感じました。

それから、移住体験をやっています、1年町営住宅を開放して。このことでちょっとお聞きしたいんですけども、これまで移住体験者が何人いて、そして何人が移住したか、その結果を少し、分かっていればお聞かせいただきたいです。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

今、御質問のありました暮らし体験住宅という、町のほうで1年間、月1万円で住宅を移住希望される方に貸し出す政策を取っております。

島内には4棟の移住体験住宅がありまして、空いた段階ですぐ募集をかけて、いつも複数の申込みがあって、選考させていただいて、入居してもらっている状況です。

議員が御質問していただきましたこれまでの人数と定着率ということについては、ちょっと今手元に資料を持ち合わせておりませんでしたので、また後ほど資料を持ちまして、御回答させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○14番（渡邊博之）

この4棟の数字はずっと埋まってきてますか。いわゆる希望に対して、その関係をちょっと教えていただければ。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

4棟の暮らし体験住宅につきましては、ほぼ埋まっているという状況です。多少、その施設の整備というのが、する時期がありますので、出られた後すぐ入れるというわけではないんですが、募集をかけた段階で、先ほどお話をしましたように、複数の申込みがありまして、いつも人気があるという状況になっています。

○14番（渡邊博之）

希望数はですか。これを、4棟を上回る希望数があるんですか、その辺は。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

募集のたびに、4棟を一遍に募集するわけではないんですが、1棟につき大体四、五名の、四、五名といいますか、四、五世帯の申込みがあるという状況です。

○14番（渡邊博之）

少し執拗に聞いていますけれども、この暮らし体験の見方ですけれども、移住はしなくとも、例えばここへ移り住んでくる。10棟あれば10人、御夫婦あれば20人というふうになりますけれども、この方々が1年体験して、たとえ出て行っても、移住をしないで、また来れば、これ、ずっとそれが継続できていけば、早く言えば10人から20人の人口増になるわけですよね。町長、言っている意味が分かるでしょうか。その間やはり、1年間は町民の1人として納税もするし、色んな住民としての責務といいますか、そういうのを果たすわけで、結局は定住と同じ形として捉えることができると思うんですけども、町長の認識をお聞かせください。これは暮らし体験の今後のことなんですかね、どうでしょう。

○町長（荒木耕治）

今、担当課も申したように、住宅には応募者が多いということですから、色んな政策

を打ちますけれども、今、当たるものがあればこれを増やす。今、4棟から何棟か増やしていくというようなことも、今後やっていく必要があるというふうに思っております。

○14番（渡邊博之）

ほかの自治体でやっている流れの中で、外国人の受入体制ですけれども、今、町はそのことについては何か持っていらっしゃるのか、それとも自然な流れに任せているのかどうか、この辺はどうでしょう。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

暮らし体験住宅に関してお話をしますと、外国人だけの世帯というのは、今のところは入っておりません。

ただ、日系の方で旦那さんが外国の方みたいな世帯は、これまで暮らし体験のほうに入っているというのあります。

○14番（渡邊博之）

この前、少しそのことを調べてみたら、令和7年の6月末現在で、138人の外国人の方が屋久島にもう住んでいらっしゃると、やっぱり大きな数ですよね。ですから、そういった意味での受入体制、外国人の皆さんのが屋久島に住んでみたいと思うような、結婚もあるでしょうけれども、そういった環境も非常に大事だなというのをそのとき感じましたので、紹介をしておきたいと思います。

いずれにせよ、現実的にはこういう総合戦略計画、現実的にはこういう具体的なものが並べられるわけで、そこにしっかりと結果を出すことが大事だというふうに思います。計画は計画で、目標としては私も別に異論は唱えませんけれども、あくまでもやはり現実的な課題、これがそこにどれだけ成果を出すことができるかということだというふうに思います。そういう体制で、あるいはそういう気概で取り組んでいただきたいと思います。

ただ一方で、やはり財政出動も伴うわけで、同時に自治体の財政運営の要でもある費用対効果、これは言うまでもないことですけれども、そこもしっかりと見て、だらだらとしないといいますか、成果のないものを追い続けるということは、そういうことではなくて、やはり推進と撤退、このめり張りのある判断力が町長、求められていると思うんですけども、お聞かせいただけたらと思います。

○町長（荒木耕治）

前回の議会でもお答えをしましたとおり、総合戦略において各施策、事業について効果検証指標、KPIを活用した客観的な評価検証により、PDCAサイクルを回し、常に施策の見直しと改善を図っていくこととしております。

御質問の費用対効果を基準に、推進と撤退のめり張りのある判断力につきましては、まさに本戦略の推進において極めて重要な視点であると認識しております。所期の目的

を達成している事業や、達成が難しい事業、目的が明確でない事業、効果が出ていない事業などについては、その費用対効果を厳しく検証し、事業の廃止や休止、改善、別事業への移行、統合などを個別に判断をしてまいります。

この判断においては、外部有識者の意見も踏まえながら、限りある財源を真に必要な施策に効果的に配分し、最大の効果が得られるよう、迅速かつ的確な判断を行ってまいりたいというふうに考えております。

○14番（渡邊博之）

前議会で、やはり深刻だと町長も認識していらっしゃる人口減少問題、ここを私は政治の中心において検討していけば、違った景色も見えてくるということを言いましたけれども、その点で改めて私自身もこれを自己課題として追求したいと思いますし、できれば次の議会と言うとちょっとおこがましいですけども、分かりませんけれども、議会でもそういうチームをつくって一緒に力を合わせる、検討するということも大事ではないかなということを今考えております。

ぜひ、やるのはやはり行政側ですので、職員の総合的な力も借りて難局を乗り越える、あらがう政治を前面に、気概を見せた政治をやっていただきたいということを求めて質問といたします。ありがとうございました。

○議長（石田尾茂樹）

しばらく休憩します。10時50分から再開します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時50分

○議長（石田尾茂樹）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、観光まちづくり課長より発言を求められていますので発言を許可します。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

先ほど渡邊議員の質問にありました暮らし体験住宅の実績につきまして御報告します。

暮らし体験住宅、これまで4棟に31世帯、63名の入居がありました。

そのうち町内に移住実績になったのが20世帯、39名が町内にそのまま残っております。

以上です。

○議長（石田尾茂樹）

次に、7番、岩山鶴美議員に発言を許可します。

○7番（岩山鶴美）

7番、岩山です。皆さんお疲れさまです。本日最後の質問となりました。よろしくお願ひいたします。

今回の私の質問は、1番目に西部林道の携帯電話通信・ラジオ電波について、2番目に平和教育について、3番目にごみ袋の新たなサイズ展開について、4番目に有人国境離島法の特別措置について、5番目に島民の健康増進について、6番目に町報の配布・受け取りについてあります。

あれもこれもとつい欲張ってしまいました。時間内に終わるかと大変心配なんですが、町長の答弁が重要かもしれません。

まず、1番目の西部林道の携帯電話通信・ラジオ電波についてでは、過去にも同僚議員からも質問がありましたけれども、どのようにになっているのかを伺います。よろしくお願ひいたします。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

岩山鶴美議員の質問にお答えします。

西部林道における携帯電波及びラジオ電波の受信状況改善につきましては、屋久島町としても重要な課題と認識しております。

携帯電話の不感地域である西部林道につきましては、毎年総務省を通じて受信状況の改善に向けた要望を継続的に行っております。特に通行者や安全確保の観点からも、通信環境の整備は喫緊の課題と捉えております。

こうした中、携帯電話事業者による新たな技術導入も進んでおります。現在、auではスターリンクの衛星通信を活用したサービスが開始されており、auの5G、4G、LTEエリア外であっても、空が見える場所であればテキストメッセージの送受信や位置情報の共有が可能となっております。これは西部林道だけでなく、山岳部を含め、従来の基地局整備が困難な地域においても、通信手段を確保できる新たな選択肢として期待されています。

また、衛星と携帯電話の直接通信をめぐっては、他の大手キャリアにおいても、2026年をめどに同様のサービスの開始を計画していることが公表されており、今後の技術進展により、西部林道を含む不感地域の通信環境が大きく改善される可能性があります。

町いたしましては、引き続き国や関係機関と連携し、技術動向を注視しながら、地域の安全と利便性向上に資する通信環境の整備に努めてまいります。

○7番（岩山鶴美）

ありがとうございます。世界自然遺産区域ということで、今まで色々難しいことがたくさんあります、色んな、いや、なかなかそれができないということを聞いていたんですけど、一番心配しているのは、事故が発生したとき、それから交通事故やパンクをしたとき、携帯電話がつながるところまで歩いていかないと助けを求めるられない。

皆さん、記憶があると思いますけれども、以前、猿の研究をしていた学生さんが事故死をするという死亡事故も発生しています。また、鹿児島県から仕事を請け負っている島内の業者は、倒木がある、猿や鹿が死んでいるから撤去して下さいっていう連絡が入ると、そこに向かうんですけれども、絶対に1人では行かせないそうです。何かあつたとき携帯電話がつながらないので、つながる場所まで行かないとならないからです。

町長にこのような状態を長くほっとくんですかっていう今回は質問だったんですけれども、今の町長の答弁で、何か新しい、最新式のスターリンクを使用したものが出てきたりと、間近にそういうのができるんであれば、西部林道の通信がもうすぐなのかなっていうふうに思いましたので、安心しました。

私の友人が、四、五年前だったんですけども、NHKのラジオに関すると、奄美大島に十何本の塔が建って、奄美大島全体がラジオがスムーズに聞けるようになったっていうニュースを見て、早速鹿児島のNHKに電話をして、奄美ができたんだったら、公共放送ですから屋久島もできないんですかっていう電話をかけたんです。そしたら、ああ、そうなんですねっていうことで、2週間後ぐらいに家を訪ねてきて、器具を持ってきて検査をしたんです。やはりラジオ聞こえませんねっていうことだったんですけども、その後なしのつぶてになっていたということもあります。

ラジオの通信も災害時、有事のときにはやっぱり必要なので大切なことだと思いますし、町長が重要課題として認識しているっていうことで安心しましたし、近々そうなるっていうことでしたので、この質問はこれで終わりたいと思います。

次に移りたいと思います。平和教育についてあります。

質問の要旨には、戦没者追悼式の今後をどう捉えているのかを問うていますけれども、もちろん関係部署が違うことは分かっています。質問の相手を町長、教育長にしているのは、平和教育の関連で質問しておりますことを御承知おきください。よろしくお願ひをいたします。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

戦没者追悼式につきましては、戦争の悲惨さや平和の尊さ、命の大切さを後世に語り継ぐことが残された者の使命だと考えておりますので、今年は11月にここ屋久島ホールにおいて計画しているところです。

また、遺族会の会員数につきましては、御遺族の高齢化等に伴い全国的にも年々減少傾向にあります。本町におきましても、10年前から100名以上減少し、本年度の会員数は58名となっており、遺族会自体の存続が危ぶまれている状況にありますが、町としては今後も戦没者追悼式を継続して開催していきたいというふうに考えています。

○教育長（石田尾行徳）

ただいまの御質問にお答えいたします。

平和教育につきましては、文部科学省におきましても、教育基本法に基づき、平和で民主的な国家及び社会の形成者を育成することを目的に推進をしているところでございます。

本町における学校の平和教育を推進していく上において、戦没者追悼式典開催の意義や重要性について理解させることは大変重要なことであると考えておりますことから、今後、各学校の教育活動内におきましても、このことに触れるなどして、屋久島町の平和教育の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

○7番（岩山鶴美）

町長が戦没者追悼式のことを言わされましたけれども、私も参考資料を頂きました。前回は、私たち議員は呼ばれませんでしたけれども、さっき町長が言わされたように、本当に家族会は少なくなっていること、それから出席者も町長、副町長、それから副議長、教育長という内容になっておりました。

一番懸念するのは、ますます高齢化してくるのに今までのやり方でいいのかなっていうことで、私はこれまで2回平和教育の戦没者追悼式についても質問した次第です。

今年も、8月6日が広島原爆の日、8月9日が長崎原爆の日、そして8月15日は終戦記念日で、今年終戦から80年となりました。日本武道館で開かれた全国戦没者追悼式で、天皇陛下は戦中戦後の苦難を今後とも語り継ぎ、将来にわたって平和と人々の幸せを希求し続けていくことを願うと述べられていました。

私は、今までの2回の一般質問で、戦没者追悼式にも子供たちに参加してもらって、やっぱりそういう姿を見せてることって平和教育の一環としても大事じゃないですかっていうことを言ってきたんですが、石田尾教育長になってからはこのことが初めてになりますけれども、今までの教育長の答えだと、どうやって子供を選べばいいのかとか、校長先生の許可が下りないとか、ちょっと難しいとかっていう不安要素しかなかったんです。

やっぱり平和教育っていうのは、戦争だけのことじゃなくて、いじめの問題だとか、何ていうのかな、今インターネットとか色んなのがあって、相手を誹謗したり中傷したり、本当にそういうことがない温かい子供たちがクラスをつくるっていうこと、それも平和教育だっていうふうに私は申し上げてきたんですけども、今、教育長が何か参加させるような形にするっていうふうに私は捉えたんですけども、それで認識してよろしかったですか。戦没者追悼式も、子供たちにも参加させるっていうか、そういうのを見せたいみたいなことでよかったです、違いますか。

○議長（石田尾茂樹）

答弁を求めます。

○教育長（石田尾行徳）

町内の各小中学校の平和教育につきましては、修学旅行で知覧、それから長崎に行って、あるいは総合的な学習の時間、そして出校日が8月21日にありますけれども、出校日の中での校長講話、こういった中で平和教育、いわゆる平和の大切を伝えるというふうな場をつくっているところでございます。

戦没者の追悼式典につきましては、私が参加させる、させないっていうのは、まだお話しはしていないところなんですが、戦没者追悼式典につきましては、教育委員会所管ではございませんので、今現在、そういったことが所管部局から依頼が来ているわけでもまだないところでございます。

今後は、そういったことも含めながら、教育委員会のほうでも色々考えていかなくちやいけないかなというふうに思っているところです。

以上でございます。

○7番（岩山鶴美）

いえ、最初のときに私は言いましたけれども、関係部署が違うことも分かっていますし、今の教育長の答弁だと大変残念な思いもあるんです。平和教育のことで、違うけれども、やっぱり横の関連でそこをきちんとやっていくっていうことはとても大事なことだと思うんです。だから、そこはもう少し考えていただきたいなと思います。

沖縄は大きな戦争の被害の場所でありますから、学校を休みにしてみんなで平和を願うことをやってますよね。でも、屋久島も私、見たことがありますけれども、屋久島全体がアメリカの空襲でやられているっていう映像を見たんです。平和教育も色々ある中で、やはりやっていかないと、今の中国じゃないんですけど、とっても大切なことっていうのを言い続けてきたので、そこは関係部署とかそういうのじゃなくて、お互いにやっぱり力を合わせてやっていただきたいなと思っています。

前回、これ、戦後70周年の平和啓発事業のときに小冊子が作られて、戦争の記憶とか平和の祈りっていうのを前回も紹介したんですけども、すばらしい、戦争体験の方たちが本当に言いたくもないことを語ってくださっている中身なんです。もう一度また見たら、多分この中に書いてくださった方は生きていらっしゃいません。みんな多分亡くなっていると思います。子供の意見とかそういうこともありますけれども、今この本が、この冊子がどこにあるかも分かんないような状態でもあるわけです。

だから、これって私、役場褒めたいなと思って、これ、町民生活課が出した冊子なんです、70周年に合わせて。町長なんかすごい、すばらしい言葉を町長、書いてるんです。本当に、何ですか、現在の平和と繁栄が戦争によって命を落とされた方々の尊い犠牲と、戦後の町民の皆さんの大なる努力の上に築かれていることを決して忘れてはなりません

ということで、戦争の悲惨な実態やその教訓を風化させることなく、平和の尊さや命の大切さを次世代に語り継いでいくことが今を生きる私たちの使命であり云々っていうことで、町長の挨拶で始まって、本当に貴重な体験が書かれている小冊子なんです。

前回私が一般質問したときに、教育長がこれも平和教育の参考にさせてもらいたいと思いますっていうことを言わされましたけど、また石田尾教育長に替わりましたので、そこももう一回これ見ていただいて、そういう平和教育を、だって教育長が言われたことはみんな分かっています。長崎に行く、修学旅行に行く、学校でやってる、そういうことも分かるんですけども、私は足りていないなっていうのがあります。もちろん学校の時間もありますから、大変なことは重々承知なんですけれども、そういうことで、少しでもこういうこともしっかり活用してやっていただきたいなと思いましたので、よろしくお願ひします。

次の質問に移りたいと思います。3番目の質問は、ごみ袋の新たなサイズ展開についてです。ほかの自治体も取り組んでいる、一人暮らしや観光客も利用しやすいごみ袋をレジ袋として活用することについてできないかを伺います。

○議長（石田尾茂樹）

ただいま質問に対して、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

御提案のごみ袋に新たなサイズを製作して、店舗等でのレジ袋として活用する取組につきましては、環境負荷の低減やごみ分別の促進、住民サービスの向上といった観点から、有効な方策の一つであると認識しております。

のことから、現在、他自治体の事例も参考にしながら、本町における導入の可能性について、生活環境課において検討をしているところです。

引き続き実現に向け、課題の整理や店舗関係者との意見交換を進めてまいりたいっていうふうに考えております。

○7番（岩山鶴美）

燃えるごみとプラスチックごみを分けて出すようになってから、皆さん気づいていると思うんですけど、プラスチックごみのほうが割と多くて、燃えるごみが少なくなつたんです。町民の方から、高齢者や一人暮らし、あるいは少人数の家庭から出るごみは、もうためるのが嫌ですぐ出したいんだけれども、これが今燃えるごみの一番小さいサイズなんですけれども、これにいっぱいになるには何週間もかかるんだという声があって、私もそういう経験をしているので、ほかの自治体が取り組んでいるごみ袋っていうのがレジ袋として使えることだったんです。

このサイズを新たに展開していくことなんですけれども、これがレジ袋、大きいほうのレジ袋なんですけど、これよりちっちゃいレジ袋も作っていただきたいっていう気持

ちがあるんですけども、これいいなと思って、すぐ生活環境課に話を聞きに行ったんです。そしたら、何とまあ検討してくださっているっていうことを聞いてびっくり、もううれしいやら、すばらしいやらで、ぜひ早く実現にこぎ着けるようにお願いしたいなと思います。

一つお願いしたいのは、やはりデザインも大事だと思うんです。何ですか、既に実施されている自治体では、大きくこれにごみ袋とかって書かれた袋に買物をしたものを入れて持つのには抵抗があるということで、声が上がったことで工夫がなされていたと思うんです。地元のすてきなデザインになると、地元の方ばかりではなくて、観光客向けにお土産を入れるのに使ったりとか、需要があると思います。島内ではそのままごみに入れて、ごみステーションに出せることができますので、プラスチックごみの削減とか環境のためにもなると思うんです。

ごみ出しに使える袋っていうと、みんな色んな自治体が努力していく、例えば北海道はデザインを応募しているんです。これが優勝したデザインなんすけれども、とてもかわいいですよね。こういうかわいいのだったら、買物かごでレジ袋として使って、その後はごみ袋として使えるということで、これはつくしちゃん護美、福岡すけれども、やっぱりこういうかわいいごみで誰でも持ちやすいっていうか、持ちたいなっていうごみ袋でやっています。

これを、こういうごみ袋を多分屋久島町もやろうとしてくださっているっていうことですけれども、値段のこととか経費、色んなことがあると思いますけれども、やってくださるっていうことなので、誰もが、みんながWIN・WINになるようなことだと思いますすけれども、その辺はどうですか。

○生活環境課長（泊 竜二）

これらの取組を実施するに当たりまして、色んな課題があると思いますので、その課題を一つずつ整理しながら、施策が展開できるように取組を進めてまいりたいと考えております。

○7番（岩山鶴美）

提案したデザインも大事だっていうことも含めて、一日も早く、皆さんが多く待っていると思いますので、朗報だと思います。町民もそれはありがたいなっていう、多分なると思いますので、よろしくお願ひいたします。

次の質問に移ります。有人国境離島法の特別措置についてであります。

時限立法であるこの制度を町長としてどう取り組んでいくのか、その強い意思を伺いたいと思います。

また10月から、昼便の安房発着のトッピーが宮之浦港発着に切り替わり、安房港発着が減便されると聞いていますが、それも踏まえてどう捉えているかを伺いたいと思いま

す。よろしくお願ひします。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島に関する地域社会の維持に関する特別措置法の改正・延長に向けた取組につきましては、令和6年9月の日高好作議員の一般質問でも、答弁の際に申し上げましたとおり、離島振興法とは別に、71の地域に限定適用する法律であることもあり、まずは時限を迎える令和9年度以降の制度延長と50億円の予算確保を確実に実現できるよう取り組んでいるところです。

なお、本年3月から自由民主党有人国境離島地域の保全・振興を推進する議員連盟による議論が進められ、5月21日には塩田知事、佐渡市長、五島市長が招聘され、事業効果等について説明をし、私も全国離島の会長として本法の改正・延長の要望を述べたところです。

また、先月28日に種子島屋久島振興協議会で、内閣府総合海洋政策推進事務局に対し、制度拡充の要請を行ったところ、所管においても制度延長に向けた論点整理を進めていると回答を得たところです。

改めて、離島割引など暮らしに密着した制度であり、離島のハンデを解消し、地域社会を維持する重要な施策として、制度延長と拡充の実現に向け、リーダーシップを發揮し取り組んでまいります。

現在、西之表港から安房港に12時55分に到着し、13時10分に西之表港に向け安房港を出発するダイヤが、10月から12時40分宮之浦港着、13時発に変更となるダイヤが公表されています。

このことについて、種子屋久高速船株式会社営業部に問い合わせたところ、当便の利用数が少なく、屋久島航路の現便を改善するためにも、宮之浦港に変更し、観光利用を喚起したいとの回答でした。また、早朝発、夕方着のダイヤについては、当面安房港のままであるとのことでした。

今回のダイヤ変更に係る内情や効果の検証を行う立場にありませんが、企業の経営にも関係することですので、経過を見守りたいというふうに考えているところです。

○7番（岩山鶴美）

このことは、今、町長が答弁されたように、何度も議会でも町長が答弁してお話ししているので、どうかと思ったんですが、やはり住民は、この特別措置法が令和9年3月31日に10年間の期限を迎えるということで、知らなかった人もいますし、とても感謝している人たちは多いです。ああ、もう切れるのか、じゃあどうなるのかなっていう不安を抱いている方たちもたくさんいるので、ここでやっぱり全国離島協議会の会長で

もある町長が、力強く頑張ってやりますって言うことが大事だと思って質問を入れた次第です。

私たちは、8月8日に第14回の種子島屋久島議会議員大会が開催されました。そこで、共同提案として、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法に関する要望を行うことが決まりました。

内容としては、少し文章を短縮しますけれども、特別措置法の期限を延長すること、あと交付事業の予算確保と地元負担割合の縮減を図ること、あと航路・航空路における運賃の低廉化や物資等の費用負担軽減に対する支援策の拡充と財政措置の充実強化を図ることということで要望活動が行われたわけです。

そういうことを町民の皆様に知っていただきたいっていうこともありましたので、町長が71の地域で勝ち残ってきた離島カード等につきましても、頑張ってくださると思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

今、トッピーの安房発着の件も出ましたけれども、私は離島カードのことがしっかりとできれば、我慢はみんなできると思うんです、そういうことは。会社がやはり人材不足だったりして、会社の事情がありますので、そこは住民も我慢しなくちゃいけない部分だとは思っていますので、それが不便だとかそういうことっていうのはちょっと我慢してください、みんなで我慢しようよねっていうような気持ちではあります。

ですから、町長の強い意思が必要だと思って、この問題を挙げました。町長よろしくお願ひをいたします。よろしいですか、答弁ありますか、どうぞ。

○町長（荒木耕治）

有人国境離島の改正・延長、話せばすごく長くなります。今、政府自体が、どういう組み合わせになるかというのが一つ大きな問題もあります。ですが、もう来年の7月には法案を上げなければ、制限に間に合いませんので、そういうことから色々なことがあります。

今、島民の方々は、安くなるという、そこだけが安くなるのかならないのか、延長ができるのかできないか、やっていますけど、少しだけ時間をいただいて、裏の話をちょっとさせていただきたいんですけど、離島振興法の島っていうのは、256島ございます。そこに141名の市町村長がいます。

今、議員もおっしゃるように、有人国境離島特措法っていうのは71の島です。それも外海離島、要するに国境と接している島の71の島が今この法律で守られているわけです。

ですから、これを改正・延長するっていうのは、2つあって、本島から60キロ以上離れていること、それと昭和35年以降の過疎率と、この2つの条件をクリアしないとこの制度に当てはまらないというのがあります。

実は、8年前の内閣府の内示のときは、70島の島で屋久島町は入っていませんでした。

70の島で内閣府の内示がありました。それはなぜかっていうと、私は当然、そのとき副会長でしたから、全離島の要望・陳情に回りました。自分の島を入れるために一生懸命回りましたけども、内示はそういうことでした。

すぐ明くる日東京へ行きました。なぜうちは入っていないんですかっていうこと。そしたら、距離は十分足りているんですけど、先ほども移住の問題ありましたけど、昭和35年とか、その当時移住者が多くて、移住でここでアウトだったんです。だから屋久島は入っていません。種子島は入っています。口永良部は入っているけど、屋久島は駄目だっていう。

ですから、そこで、どこでどういうことを、そのまますんなり下がるわけにはいきませんから、35年からっていう根拠は何ですかっていうふうに、その当時の自民党の離島振興対策委員長、谷川委員長っていう方でしたけれども、そこへ行って、なぜそこを起点にするんですか。もう少し、いえば30年ぐらいにしてもらったら、うちは入るわけです。ですから、なぜそこが、どういう、私が納得のいくように説明してくださいって言って、私は帰ってきました。何でうちに入る。どこでどういうことがあったのか知りません。色々な先生のところにそのときも頭を下げに行きましたけども、行ったら1週間ぐらいしたら、自民党、振興から屋久島を追加で71番目で入れましたということで、ありがとうございました。ですから、自分のやったことを言うようですけれども、内示があつてそれを入れるっていうこと、大変なことです。

ですから、それで屋久島はその恩恵にあずかってきたわけですけど、今、私と同じような思いをしている人たちが、その後、数キロ足りない離島っていうのはまだいっぱいあるんです、島の。420島ぐらい有人島はありますから、その中でですね。

今、全体から、今71の島の首長からアンケートを取ってますけど、それはもう言いたい放題、やりたい放題のアンケート来ます。ただ、上限が50億円って決まってますから、これを、増えていくとそんだけ自分たちの割引が少なくなっていくっていう、一方にはそういうこともあるわけです。財務省はそれを、100億円に増えたから100億円にするとは言いませんから。ですから、今、そこら辺のせめぎ合いも裏ではあります。ですから、それをどうやって整理をしていくのかっていうのが、今、私どものやっている一番きつい作業です。

それからもう一つ、ずっと私、8年間言ってきたのは、この制度は、有人国境離島で国が5.5、鹿児島県が2.25、屋久島町が2.25を持ってやっている制度なんです。屋久島町が1円も出してないわけじゃない。使えば使うほど屋久島町も持ち出しが増えていくっていうこと。

ですから、これをまだ、この比率を、例えば私が単純に言うのは、国が6割持って、県が3割とか3.5割とか持って、屋久島町が1とか1.5くらいの、こういう比率でやって

もらわないと私どもは困ると、そういうことを外の人たちは分かりませんから、やっぱり県も町も出してるんだっていうことを分かっていただきたいっていうふうには思っている。ですからそれを、今、一生懸命、何とかそれはできないかっていうことが、もう一つあります。

それともう一つは、皆さんに言うのは、例えば本籍が屋久島にあって里帰りをする、そういう人たちもこの割引を利かせてもらえないかと。そして、もっと言うと交流人口、もう今離島が少なくなって、交流人口までその割引を利かせてくれるのがベストだっていう、それは言いますけど、それは財源幾らあっても足りないんです。

私どもは8年前に、最初交流人口までやろうと言って、110億円財務省に要求をしました。そのとき財務大臣麻生太郎さんでした。だからもう、もう頑として聞きませんでした。ですから、今また時代が流れていますから、そういう希望は捨てずに、私どもも今、よりよくこの制度をしていくっていうことです。もう止まるなんてことはもう毛頭ないと私は思っております。これをいかに今よりもいい形で改正・延長するかっていう思いで頑張りますので、9月の新しい10年のときには、そういう皆さんの期待に応えられることに少しでも近づけるような制度でやっていきたいっていうふうに思っております。

安房港のトッピーの件は、議員も申されたように、今もう従業員不足とかそういうのもあるわけです。

私が個人的にこれ思っていることは、安房港のお昼の船っていうのは、昔、覚えているかどうか知らんけど、志布志から出した頃があったんです、高速船を。志布志からお客様を入れて、鹿児島、安房港、安房港に昼着けるというのがあって、それはまだロケットがない時代です。岩崎産業、トッピーだけを持ってた時期なんです。要するに志布志からお客様を取って、安房に12時に入れて、今、尾之間に、もう閉館しますが、ボタニカルっていうランチを食べるような食堂がありました。ここでランチを食べさすという、ここでこの船造ったんです。当初ですよ。だからもう今、あそこも閉まっていますんで、そういうのも需要もなくなった。だから、船として、会社としてもそういうのはもう必要がなくなったんです。経費の面もある。だけど、朝と夕方はそこから出そうっていうことだろうと、私はもう直接話はしませんけど、近々、フェリー屋久島2の新造船の話をしに行こうと思っていますから、そのときはまたその内情は社長とも話をしていきたいっていうふうに思っています。すいません、少し長くなりました。

○7番（岩山鶴美）

いや、長くないです。町長、今のお答えをみんな待っていたし、大変元気が出る話でした。

やっぱりそういう説明っていうのは非常に大切だと思います。だから、議員にも課長

の皆さんにも、やはり中身をしっかり伝えて、それを我々が町民に伝えるっていうことがやっぱり大事だと思うんです。だから非常に大事な答弁をいただいたと思っています。ありがとうございました。そういうことで、町長、頑張ってください。

次の質間に移りたいと思います。時間がなくなってきました。

次の質問が、島民の健康増進についてです。

島民が1年を通じて運動やリハビリができるプールを造るつもりはないですかっていう質問です。よろしくお願ひします。

○町長（荒木耕治）

町民の皆様が1年を通じて運動やリハビリに取り組める環境を整えることは、健康増進や介護予防の観点からも非常に有意義なことであると認識をしております。

しかしながら、新たに温水プール等を整備するとなると、建設費や維持管理費といった多額の財源が必要となるほか、専門的な知識を持つ指導者の確保など、人材面での課題もあります。

現時点では、こうした課題を踏まえると整備は難しい状況ですが、今後的人口動態やニーズの動向を注視しながら、引き続き健康促進に資する方策について検討を続けてまいりたいっていうふうに考えております。

○7番（岩山鶴美）

町長の想定内の答弁でした。これ、私は上屋久町、屋久町を合併しない前から、やっぱり町民の皆さんのが、農家がちょっと暇になったときとか、みんなこういうところがあればいいよねっていう話はいっぱい出ていたんです。

私も奄美大島とか色々なところで、そういう場所があるということで話をしたら、某ホテルの社長が自分のホテルのプールをどうしようか迷っていると、そういう考えがあるんだったら、町と一緒に使ってもらえばいいんじゃないかっていう大変うれしい、ええっていう本当に何かできればいいなっていうお話をいただいたんです。

それがなければこの質問はしていないんですけども、もちろん経費もかかります。色々と大変だっていうのは分かりますけれども、福祉支援課とか健康長寿課長、その中で、皆さんでそういう提供してくれる社長さんのホテルのプールも視野に入れて、みんなで何かできないかなというのを考えただけないかなという提案でした。よろしくお願ひします。どうぞ。

○町長（荒木耕治）

提案は結構だと思いますけれども、私は今でも夢捨てていませんけど、温水プール、こういうのをもし造るんであれば、私は海洋深層水のリハビリのそういうものを造りたいっていうのはずっと思っております。

それは旧町時代に、私は、千葉県の勝浦だったと思いますけども、議員時代ですよ、

視察に行ったことがある。そこで非常に、屋久島は温泉掘っても駄目ですから、出ませんから、海洋深層水を上げて、浮力があるんで、それでジャグジーみたいにして歩くと膝とか腰に非常によいと。保険料が安く、湿布とかそういうのが貼らなくてよくなつたんで、それをすればいいという、そういうのがあって、それを造りたいと思って、実はもう場所まで決めてて、合併前ですよ、永田の砂浜の近くに、町有地に造つて、ある先生が、波が碎けて、波のしぶきを吸うことによって健康になるんだっていう、そういうのもあって、それと併用して、それと要するにちょっと長期滞在みたいな形で、そういう施設を造れないかということで言いましたけど、色々財源の問題があつて、やつていううちに合併とかになりましたんですけど。

ですけど、今でもそれはそういうふうに思つてゐる。そういう施設は必要だなと思っている。優先順位があつて、色々とやってくることが多いですから、いつかはそういう、温水か海水か分かりませんけども、そういう施設は1つは必要なんじやないかっていうふうには思つております。

○7番（岩山鶴美）

大変ありがたい答弁をいただきました。ホテルの社長さんも、本当に町に協力をしたいっていう気持ちがありますので、色々なことを踏まえて考えていただければありがたいかなと思いましたし、今日の答弁はありがたかったと思っています。

次に最後ですよね、質問です。町報の配布・受け取りについて、現在、町報を郵送している方々についてどう捉えているかを伺いたいと思います。

○町長（荒木耕治）

町報の町内世帯への郵送につきましては、集落に加入していない住民を対象に行っており、対象者は本人からの申し出及び各集落からの依頼によるものです。令和6年度は24世帯、令和7年度22世帯に郵送配布を行つております。

各世帯へ配布につきましては、各集落との行政事務委託契約により行つてますが、集落未加入者に対しては、町内全世帯に広く行政情報等を公表するという観点から、町としましては、屋久島町広報紙発行規程第2条第2項に基づき、郵送での配布を行つています。

集落未加入の住民に対しましては、各集落と協力しながら加入促進を進めてまいりたいというふうに思つております。

○7番（岩山鶴美）

区長さんからお聞きすることが多々ありますて、現在、町報を郵送している方々については、島外出郷者の方が、自分のふるさとの屋久島を、どうということを町報で知るつていうことで、自分で郵送費を出して取つてある方もいらっしゃいます。

でも、今、町長が答弁したように、そこの地域で住んでいながら区費も払っていない、

町報は役場から送ってくださいということが起きているんです。そこは、区長さんたちがやはり区に協力していただきたいっていう気持ちがいっぱいあるんです。

屋久島町は24集落で、口永良部が2集落の26集落で、区長さん、それから区の役員の皆さんのが中心となって、自分たちの住む集落を安心で安全で、かつ伝統行事等を守りながら、助け合って頑張っています。

区長さんにお聞きすると、本当に区費を払ってもらえないっていう集落があつて困っているっていうことの話を聞くと、私も区長の経験をしているから言えるんですけども、私は基本、できる人ができるときにできることをするっていうことが助け合いだと思っています。

そうすると、区費の中身っていうのは、その方たちが知っているかどうか分からぬんですけども、赤十字の分担金であつたり消防費であつたりと、それなりの内容があつて、お一人お一人の区費で集落の活動がなされているんです。そう考えたら、協力していただけないっていうのが非常に残念でならないんです。

そこを今回、私がこの質問をしたのは、郵送代も僅かと思うかもしれません、今町長が言われた人数の方の分、1年間何十万円っていうお金がかかっています。でも、私はお金に対して文句を言うつもりはありません。

ただ、自分たちがつくっている集落に、そこに住みながら、やはりみんな助け合つていい屋久島町をつくっていきましょうよという意味で、せめて町報は自分の住む公民館に取りに行っていただきたいという思いがあるんです。身体上のこともありますから、そういう方たちは別なんですけれども、ぜひ、これを調べたときに、また区長さんたちの話を聞いたときに、ぜひそういうことをしていただきたいという気持ちで今回この質問を出しました。

町長、私と同じ考え方だと思いますけど、何かほかに答弁ありますか。——ないですね。

今回、お願い事ばかりでしたけれども、私たちの住むこの屋久島をみんなの協力で思いやりのある結の心でまちづくりをしてまいりましょうという気持ちで、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（石田尾茂樹）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、8月27日、午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前11時43分

令和7年第3回屋久島町議会定例会

第 3 日

令和7年8月27日

令和7年第3回屋久島町議会定例会議事日程（第3号）

令和7年8月27日（水曜日）午前10時開議

- 日程第1 議案第58号 屋久島町安房荒茶加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第2 議案第59号 屋久島町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第60号 屋久島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第61号 屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正について
- 日程第5 議案第62号 屋久島町水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第63号 令和7年度屋久島町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第7 議案第64号 令和7年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 議案第65号 令和7年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第66号 令和7年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第67号 令和7年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第68号 令和7年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第69号 令和7年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第70号 令和7年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第71号 令和7年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 認定第1号 令和6年度屋久島町上水道事業特別会計決算認定について
- 日程第16 認定第2号 令和6年度屋久島町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 日程第17 認定第3号 令和6年度屋久島町船舶事業特別会計決算認定について
- 日程第18 認定第4号 令和6年度屋久島町電気事業特別会計決算認定について
- 日程第19 屋久島町交通対策調査特別委員会報告について
- 日程第20 屋久島町の交通の安全性と利便性向上対策調査特別委員会報告について
- 日程第21 発委第5号 屋久島町議会委員会条例の一部改正について

○日程第22 議員派遣について

○日程第23 閉会中の継続調査申し出の件について

○閉会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（15名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	渡邊 浩	2番	内田 正喜
3番	小脇 淳智郎	4番	中馬 慎一郎
5番	眞邊 真紀	6番	相良 健一郎
7番	岩山 鶴美	8番	渡邊 千護
9番	榎 光徳	10番	緒方 健太
11番	高橋 義友	12番	日高 好作
13番	岩川 俊広	15番	大角 利成
16番	石田尾 茂樹		

1. 欠席議員（1名）

14番 渡邊 博之

1. 出席事務局職員

議会事務局長 中村 一久 議事調査係長 岩川 さほり
議事調査係 若松 直樹

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木 耕治	教育長	石田尾 行徳
副町長	岩川 茂隆	会計課長 兼会計管理者	日高 雅和
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	三角 謙二	政策推進課長	木原 幸治
観光まちづくり課長	有馬 照幸	町民課長 兼地域住民課長	若松 恵利子
福祉支援課長 兼福祉事務所長	日高 孝之	健康長寿課長	泊 裕一郎
生活環境課長	泊 竜二	産業振興課長	松田 賢一
建設課長	内田 剛	電気課長	内田 康法
教育総務課長	泊 光秀	社会教育課長	佐々木 修
監査委員事務局長	中村 一久		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（石田尾茂樹）

おはようございます。

本日の会議に、欠席届が出ております。渡邊博之議員です。体調不良のためです。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

- △ 日程第1 議案第58号 屋久島町安房荒茶加工施設の指定管理者の指定について
- △ 日程第2 議案第59号 屋久島町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
- △ 日程第3 議案第60号 屋久島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- △ 日程第4 議案第61号 屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正について
- △ 日程第5 議案第62号 屋久島町水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- △ 日程第6 議案第63号 令和7年度屋久島町一般会計補正予算（第5号）について
- △ 日程第7 議案第64号 令和7年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第8 議案第65号 令和7年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第9 議案第66号 令和7年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第10 議案第67号 令和7年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第11 議案第68号 令和7年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第12 議案第69号 令和7年度屋久島町後期高齢者医療

事業特別会計補正予算（第1号）に
ついて

△ 日程第13 議案第70号 令和7年度屋久島町船舶事業特別会
計補正予算（第2号）について

△ 日程第14 議案第71号 令和7年度屋久島町電気事業特別会
計補正予算（第1号）について

○議長（石田尾茂樹）

日程第1、議案第58号、屋久島町安房荒茶加工施設の指定管理者の指定についてから、
日程第14、議案第71号、令和7年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）につ
いてまでの14件を、一括議題とします。

本案については、各常任委員会への付託案件です。

これから、各常任委員長の審査報告を求めます。

始めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（榎 光徳）

皆さん、おはようございます。令和7年第3回屋久島町議会定例会において、総務文
教常任委員会に付託された議案審査について、その経過と結果を御報告申し上げます。

当委員会に付託された議案は、議案第59号、議案第60号、議案第63号、議案第70号の
条例案2件、予算案2件の計4件でありました。

議案審査は、去る8月19日火曜日午後1時30分より、議会第1委員会室において、総
務課長ほか関係課長、事務局長の出席を頂き、当局より詳細な説明を受けた後、慎重に
審査を行いましたので、主な内容について御報告申し上げます。

まず、議案第59号、屋久島町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び議案第
60号、屋久島町職員の育児等に関する条例の一部改正についてでは、関連性があること
から、併せて説明を受けたところであります。

続いて、質疑に入り、委員よりこの条例を進めていくことによって、条例に当てはま
らない若手職員の負担が大きくなるという意見の聞き取りはなかったかという質疑に対
し、総務課長より、各課長の指導の下、超過勤務等がないようを行っているとの回答が
なされました。

ほかに質疑はなく、討論、採決の結果、議案第59号、議案第60号ともに原案のとおり
可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第63号、令和7年度屋久島町一般会計補正予算（第5号）【分割】につ
いてでは、委員より、尾之間中央公民館について取壊しができない理由とその改修計画
についての質疑がなされ、社会教育課長より、国庫補助の処分制限が60か年となってお
り、令和11年度までは使いたい。

また、令和12年度に解体であれば、財産処分の手続も不要である。

今後の後継施設についての計画は、現在、政策推進課と協議中であるとの回答がなされました。

委員より、2階部分からのらせん階段が老朽化していることから補修すべきではないかとの質疑があり、担当課長より、消防法による避難経路としての指摘は受けておらず、修繕する必要はないと思っているとの考えが示されました。

これに対し、委員から補修をしないのであれば、取壊しをすべきであるとの要望も出されました。

以上のことと踏まえ、討論、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第70号、令和7年度屋久島町船舶事業特別会計（第2号）についてでは、質疑はなく、討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹）

次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

○産業厚生常任委員長（緒方健太）

令和7年第3回屋久島町議会定例会において、産業厚生常任委員会に付託された議案審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第58号、61号、62号、63号、64号、65号、66号、67号、68号、69号、71号の条例案2件、補正予算案8件、その他の案件1件の計11件であります。

委員会審査は、8月19日13時より、役場本庁舎第2委員会室において関係課長、事務局長の出席を頂き、詳細な説明を受け、議案審査を行いました。

議案第58号、屋久島町安房荒茶加工施設の指定管理者の指定についてでは、委員より屋久島東部茶生産組合からのこれまでの支出の整理などはされているかとの質疑に対し、3月に行われた生産組合の総会において、財産も含めて次の指定管理者に移管することで合意されているとの回答がありました。

質疑を踏まえ、討論を行いましたが討論ではなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第61号、屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正についてでは、質疑を行いましたが質疑はなく、討論を行いましたが討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第62号、屋久島町水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の

一部改正についてでは、質疑を行いましたが質疑はなく、討論を行いましたが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第63号、令和7年度屋久島町一般会計補正予算〔分割〕についてでは、多岐にわたりましたので、主なものを報告いたします。

福祉支援課所管では、委員より、子供の通院助成制度が始まり、現在の制度で助成し切れていない世帯はないかとの質疑に対し、担当者に対しての相談等はあるかもしれませんとの回答があり、委員より、制度も始まったばかりなので、今後、改善しながら助成の幅を広げていただきたいとの意見がありました。

生活環境課所管では、委員より、一湊漁村センターでの町の方針はとの質疑に対し、集落のほうで要望を取りまとめているとのことだが、まだアクションがない。

今回は、必要最低限の整備を行うための予算計上を上程している。

今後、不足する部分に関しては、集落とも協議していきたいとの回答がありました。

観光まちづくり課所管では、委員より、栗生旅行村のバンガロー床修繕の状況はとの質疑に対し、屋根が壊れた棟は雨漏りをしているため、被害は大小あるが、全棟の修繕が必要だ。年内に終わらせられるようにしたいとの回答がありました。

生活環境課所管では、委員より、有償廃棄物再資源化委託費で段ボールの占める割合はとの質疑に対し、年間480トン処理予定で、補正予算の3分の2が段ボール処理費用なるとの回答があった。

さらに、委員より、段ボールの処理は、焼却処分も含めて再度、課内で協議していただきたいとの意見がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行いましたが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第64号、屋久島町上水道事業特別会計補正予算についてでは、質疑を行いましたが質疑はなく、討論を行いましたが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第65号、令和7年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第66号、令和7年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算についてでは、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第67号、令和7年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算についてでは、質疑、討論を行いましたが質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第68号、令和7年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算についてでは、質疑、討論はなく、採決の結果、可決すべきものと決定しました。

議案第69号、令和7年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてでは、質疑、討論はなく、採決の結果、可決すべきものと決定しました。

議案第71号、令和7年度屋久島町電気事業特別会計補正予算についてでも質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり、決定すべきものとしました。

以上で、産業厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹）

以上で、各常任委員長の報告を終わりました。

これより、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、1件ずつ討論、採決を行います。

地方自治法第117条の規定により、日高好作議員の退場を求めます。

[12番（日高好作議員）退席]

○議長（石田尾茂樹）

しばらく休憩します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時14分

○議長（石田尾茂樹）

休憩前に引き続き会議を開きます。

産業厚生常任委員長より発言を求められておりますので許可いたします。

○産業厚生常任委員長（緒方健太）

先ほど、委員長報告の中で、一湊漁村センターの所管課を生活環境課と発言していました。

産業振興課の誤りでございます。大変失礼いたしました。

○議長（石田尾茂樹）

それでは、まず議案第58号、屋久島町安房荒茶加工施設の指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第58号、屋久島町安房荒茶加工施設の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日高好作議員の入場を許可します。

[12番（日高好作議員）入席]

○議長（石田尾茂樹）

次に、議案第59号、屋久島町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第59号、屋久島町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます、したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号、屋久島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第60号、屋久島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号、屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第61号、屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号、屋久島町水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第62号、屋久島町水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号、令和7年度屋久島町一般会計補正予算（第5号）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第63号、令和7年度屋久島町一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号、令和7年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第64号、令和7年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号、令和7年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第65号、令和7年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号、令和7年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第66号、令和7年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号、令和7年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第67号、令和7年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号、令和7年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第68号、令和7年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号、令和7年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第69号、令和7年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号、令和7年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第70号、令和7年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号、令和7年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第71号、令和7年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

- △ 日程第15 認定第1号 令和6年度屋久島町上水道事業特別会計決算認定について
- △ 日程第16 認定第2号 令和6年度屋久島町農業集落排水事業特別決算認定について
- △ 日程第17 認定第3号 令和6年度屋久島町船舶事業特別会計決算認定について
- △ 日程第18 認定第4号 令和6年度屋久島町電気事業特別会計決算認定について

○議長（石田尾茂樹）

日程第15、認定第1号、令和6年度屋久島町上水道事業特別会計決算認定についてから日程第18、認定第4号、令和6年度屋久島町電気事業特別会計決算認定についてまでの4件を一括議題とします。

この4件については、決算審査特別委員会への付託案件であります。

これから、決算審査特別委員長の審査報告を求めます。

○決算審査特別委員長（中馬慎一郎）

令和6年度屋久島町議会決算審査特別委員会の審査の報告を行います。

当委員会に付託された案件は、認定第1号、令和6年度屋久島町上水道事業特別会計決算認定についてから認定第4号、令和6年度屋久島町電気事業特別会計決算認定についてまでの4件でありました。

当委員会は、本会議中8月18日、議会第1委員会室において審査の日程、審査方法などについての協議を行い、8月18日の1日間で行うこととし、議案審査をいたしました。

審査の方法については、職員の配置と事務分掌、事業効果に関する調書、決算資料などを参考に、所管課長ほか、担当職員の説明を受け、質疑を行いながら慎重に審査を行いました。

それでは、議案審査の主な内容について御報告申し上げます。

まず、電気事業特別会計では、委員より庁舎の高台への移転を含めて、全て自主財源でまかなえることについて何か懸念する点はないのかの質疑に対し、現時点において移転についてはないが、先般、屋久島電工株式会社から1kWh当たり5円の値上げをする打診がされている。

年間の使用量が3,000万kWhとなった場合には、年間1億5,000万円ぐらいの負担増となる。

今後、安房電気利用組合、種子屋久農業協同組合の3者で協議していきたいと思うとの回答がありました。

また、委員より、支障木除去の進捗状況の質疑において、支障木伐採については、主任技術者と係長が月に1回の巡視、3か月に1回は、綿密な巡視を行っており、その都度、怪しいところを含めて伐採しているとの回答がありました。

次に、上水道事業特別会計では、全国で水道管破裂などの事故が起きているが、管路経年劣化比率21.67%というのはどのように判断しているかの質疑に対し、建設、布設されてきた年代が都市部はやや早いが、全国的にはほぼ同時期であり、比率は全国平均とさほど変わらない。

本町の管路は、都市部と比較して小さいため、事故などの危険性は低いとの回答がありました。

また、料金改定後、給水収益が3,000万円ほど上ぶれしているが、一般会計補助はどの程度減少したのかの質疑に対し、損益計算書収益的収入に計上している一般会計補助は全額基準内繰入となるため、こちらへの影響はない。資本的収入のほうに改善効果が現れており、令和5年度で1,000万円弱、令和6年度で比較して3,000万円ほど減少、決算ではもう少し減少するものと見込んでいるとの回答がありました。

次に、農業集落排水事業特別会計では、処理人口戸数は減る、施設老朽化は進む一方である。一般会計繰入が増えると思われるが、運営の方向性についての質疑が行われ、内部でも検討し、集落とも意見交換をしながら、ある程度の結論を出していかなければならぬと思っている。

また、各戸に合併処理浄化槽を入れるような構想など出ていないのかの質疑に対し、合併処理浄化槽への移行も内部協議しているが、設置スペース可否などの調査も必要。集落の意見を聞きながらよい方向に進めたいと考えているとの回答がありました。

次に、船舶事業特別会計では、資金不足の説明について、今後、健全化計画や財政健全化計画策定について国や県からの指摘、指導があるのか。

また見通しについての質疑に対し、本年7月に県からの決算統計ヒアリングを受け、県による資金不足比率の原因究明についての調査が行われた。

今後、9月にかけて総務省に県を通じて結果をもらうことになっている。

資金不足の基準を超えた場合、健全化法第23条により、経営健全化計画を策定しなければならないとしているが、前年度に資金不足がなくかつ次年度解消される見込みがある場合は、同法施行令第20条第2項の規定により、計画を策定せず、次年度は適切に行う旨の報告をする規定がある。

船舶会計がこれに該当するのではないかと県を通じ、総務省と協議されているところである。

よって、計画書策定は必要ない見込みであり、ペナルティーも特になく見込みである。県からは、これに該当すると判断してもらったとの回答がありました。

以上の審査を踏まえ、討論、採決を行った結果、認定第1号から認定第4号までの4件については、いずれも認定すべきものと決定いたしましたが、委員会からの附帯意見として生活環境課の農業集落排水事業について、原区の排水戸数、人口が年々減少する中で施設の老朽化は進んでおり、一般会計補助がかさみ、一般会計を逼迫する要因となっている。

小型合併処理場浄化槽を設置している家庭もある。町としての方針を早い段階で固める必要がある。

区と意見交換などを行い、町の厳しい財政状況の中で、一般会計補助を支出しているという情報を出し、現状維持は厳しいことを示した上で、十分に協議していただきたいと意見を述べさせていただきます。

最後に、今回の審査において、着眼点としては、いかに町民目線に立った無理、無駄のない適正な財政運営がされているかありました。

職員の皆様におかれましては、公務多忙とは存じますが、今後も町民の福祉向上のために、適正な財政運営などの職務に専念していただければと思います。

今回の審査に当たり、御協力いただきました各課事務局の職員の皆様へお礼を申し上げ、令和6年度屋久島町決算審査特別委員会の報告に代えさせていただきます。

令和7年8月27日。

令和6年度屋久島町議会決算審査特別委員会委員長、中馬慎一郎。

○議長（石田尾茂樹）

以上で、決算審査特別委員長の報告は終わりました。

これより、決算審査特別委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、1件ずつ討論、採決を行います。

初めに、認定第1号、令和6年度屋久島町上水道事業特別会計決算認定について討論

を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第1号、令和6年度屋久島町上水道事業特別会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定するものであります。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、認定第1号、令和6年度屋久島町上水道事業特別会計決算認定については認定することに決定しました。

次に、認定第2号、令和6年度屋久島町農業集落排水事業特別会計決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号、令和6年度屋久島町農業集落排水事業特別会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、認定第2号、令和6年度屋久島町農業集落排水事業特別会計決算認定については認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号、令和6年度屋久島町船舶事業特別会計決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号、令和6年度屋久島町船舶事業特別会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、認定第3号、令和6年度屋久島町船舶事業特別会計決算認定については認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号、令和6年度屋久島町電気事業特別会計決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第4号、令和6年度屋久島町電気事業特別会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、認定第4号、令和6年度屋久島町電気事業特別会計決算認定については認定することに決定しました。

△ 日程第19 屋久島町交通対策調査特別委員会報告について

○議長（石田尾茂樹）

日程第19、屋久島町交通対策調査特別委員会報告についてを議題とします。

屋久島町交通対策調査特別委員会から、これまでの活動について報告したいという申出がありました。

お諮りします。

本件は、申出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、屋久島町交通対策調査特別委員会の報告を受けることに決定しました。

屋久島町交通対策調査特別委員会委員長の発言を許します。

○屋久島町交通対策調査特別委員長（大角利成）

交通対策調査特別委員会委員長の大角利成でございます。

許可を頂きましたので、活動経過報告をいたします。

当委員会は、令和3年12月の第4回議会定例会において発足し、議員8名で活動をしてまいりました。

これまで、令和4年第4回議会定例会及び令和6年第3回議会定例会において中間報告を行いましたが、その後の経緯について御報告を申し上げます。

令和6年10月18日、役場において折田汽船株式会社側から、10月4日の鹿児島港寄港後に発覚したフェリー屋久島2故障に関する現状報告。

また後日、町当局からの屋久島空港滑走路延長事業について説明を受け、そのことを踏まえ、その後、3回の特別委員会を開催するなどして船会社及び県議会への要望活動を行いましたので、概要を報告申し上げます。

令和6年12月18日午後2時より、鹿児島市の市丸グループ本社において折田汽船株式会社の市丸社長ほか2名から、フェリー屋久島2に関する状況説明を受け、意見交換を行いました。

折田汽船株式会社からフェリー屋久島2の修理部品は受注生産であることから、通常6か月程度の期間を要するとのことで、部品の納品期日は示されませんでした。

また、当分の間は、フェリー屋久島2を補修しながら継続運航を行い、現時点での新船建造の予定はなく、中古船の購入を考えている旨が示されました。

以下、ぶーげんびりあ丸運航費用負担の考え方について。

ぶーげんびりあ丸が運航できなく、就航できなくなった場合の対応策について。

プリンセスわかさ丸の宮之浦港運航予定スケジュールについて意見交換を行い、特別委員会から町民の生活、産業振興に多大な支障を来しているので、1日も早い運航再開に努めてほしい旨、強く要請をしました。

同日12月18日午後4時から、鹿児島県市町村自治会館において、県交通政策課長ほか職員2名、日高滋県議会議員に出席いただき、フェリー屋久島2に関する意見交換会を開催し、県としての折田汽船株式会社への対応、代替船運航費用支援の要請等を行いました。

次に、令和7年5月13日の要望活動について申し上げます。

午後5時から、県議会議長室において、県議会事務局職員3名及び県港湾空港課空港対策官同席の下、日高滋県議会議長に屋久島空港滑走路延長事業の早期完成に関する要望書を渡し、意見交換を行いました。

要望の内容は、1、事業に係る鹿児島県予算の確実な確保。2、国に対する物価高騰に対応した予算拡大と早期完成の働きかけの2項目で、事前に、全議員の同意を頂き、

石田尾茂樹議長名で提出をいたしました。

結びに、本委員会は発足後、委員会を12回開催し、また町当局をはじめ、県及び船会社等との意見交換会、要望活動等を延べ8回開催してまいりました。

このたび議員としての任期満了により、特別委員会を閉じることになりますが、離島という宿命から空路、海路交通対策は避けて通れない重要課題と認識しており、引き続き、その対応策が求められていると思います。

以上、交通対策調査特別委員会の最終報告とします。

○議長（石田尾茂樹）

これで屋久島町交通対策調査特別委員会の報告を終わります。

△ 日程第20 屋久島町の交通の安全性と利便性向上対策調査特別委員会報告について

○議長（石田尾茂樹）

日程第20、屋久島町の交通の安全性と利便性向上対策調査特別委員会報告についてを議題とします。

屋久島町の交通の安全性と利便性向上対策調査特別委員会から、これまでの活動について報告をしたいという申出がありました。

お諮りします。

本件は、申出のとおり報告を受けることとしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、屋久島町の交通の安全性と利便性向上対策調査特別委員会の報告を受けることに決定しました。

屋久島町の交通の安全性と利便性向上対策調査特別委員会委員長の発言を許します。

○屋久島町の交通の安全性と利便性向上対策調査特別委員長（眞邊真紀）

おはようございます。屋久島町の交通の安全性と利便性向上対策調査特別委員会は、次の3点を目的とし、令和3年12月17日に設置され、以降7名の委員で調査を行ってまいりました。

以下のとおり御報告申し上げます。

地域交通に必要な関係法令と調査、研究を行う。

屋久島町の交通施策に対し、住民や観光客に聞き取り調査などを行い、具体的な問題点を明確にし、解決策を模索する。

町や関係機関との情報共有をしながら、必要に応じて申入れ等を行い、町民及び観光客の安全で便利な交通を整える。

以上の3点が目的として活動してまいりました。

当委員会の発足直後に、まず特定の地域についての課題が与えられました。

尾之間でのバス停の増設についてです。

現路線バスの停留所は、尾之間Aコープ側に設置がなく、車を持たない住民は主にバスを利用していますが、買い物をし、重たい荷物を持って距離がある停留所までの移動は大変不便であることから、以前から、尾之間区からの要望があり、Aコープそばの停留所増設予定地が候補に挙げられ、警察への確認が済んでいる状態です。

当委員会においても当該箇所への増設が必要であると意見が一致しており、種子島・屋久島交通の屋久島支社に数度訪問させていただき、尾之間バス停の増設について会社の考え方を伺った上で、早期に実現できるようお願いをしてきました。

屋久島支社からの意見は、前向きな感触があったものの、近年、問題となっている人手不足が深刻で、その点で新しい停留所を増設するのに障壁になっていると伝えられ、人手不足の解決が先であることが大きな課題となっているのが現状です。

増設予定地があり、道路交通法にも抵触せず、地域からの要望があり、バス会社も設置の意思はあるので、引き続き、要望していく必要があります。

次に、当委員会では、屋久島町全体の路線バスの停留所の様子を視察に行きました。

スクールバスにも関連することですが、永田から栗生までの全ての停留所を視察し、分かったことは、特にスクールバスについては、北部地区の小中学校は、屋根付の待合所が設置されており、児童生徒の安全性が確保されていて、それと比較すると、南部地区の小学校は、一部を除き待合所の屋根がない、または待合所そのものが存在しないことが多いことが分かりました。

これは、旧上屋久町と屋久町の体制の違いや町立学校の統廃合も関係していることはありますが、旧町が合併し、屋久島町が誕生してから18年が経過しようとしていることから、こういった格差を早期に是正する努力が不可欠であることは言うまでもありません。

各学校のバスの待合所を設置するためには、現在のバス停留所の位置との関係もあり、改善は容易なことではありませんが、見る限り、その余地は大いにあるというのが実際のところです。

町立小中学校を運営する屋久島町が児童生徒の安心で、安全な通学をかなえるために、できる限り早期に改善していただくよう当委員会からも強く要望しておきます。

そして、観光地である屋久島町は、特に、コロナ禍以降タクシーの台数が減り、夜間に利用できないという問題が度々聞かれ、夜間行動する観光客や夜間営業する飲食店の営業に多大に不便を与えてしまっているという意見が多く聞かれました。

屋久島町においても、日本型ライドシェアの導入も検討が必要ではないかとの意見が

あり、資料を用いての検討も実施いたしました。

令和5年3月に策定された屋久島町地域公共交通計画には、自然とともに生きる島を支える持続可能な地域公共交通の実現のための実施事業の計画目標の一つとして、町民、交通事業者、行政の協働による持続可能な体制づくりが挙げられ、地域住民主体の取組による地域公共交通の導入が事業の一つとして記されています。

事例として、神奈川県川崎市麻生区コミュニティバス協議会の例を示し、事業の実施主体を屋久島町、交通事業者、地域住民とし、令和5年に検討、令和6年から実証運行、見直し、令和8年から実施とされています。

現時点では、事業の実施はされていませんが、タクシー不足の解消やバス停までの歩行が困難である町民をフォローするなど、地域住民を巻き込んだ交通施策は非常に有効な手段になるであろうと考えられます。

スクールバスについては、委員会発足時から前述しましたバスの待合所とは別に、バス乗車時の問題についても共有してまいりました。

具体的には、児童生徒に対するバスの運転手の対応に複数の問題があり、報告があつた都度、バス会社への申入れ等を行っていただいているが、残念ながら同じような問題が何年も続いており、看過できない状態になっています。

当委員会でも情報共有や改善策を検討してきました。

今年6月17日に、当委員会に教育長、教育総務課長、総務管理係長に御出席いただき、意見交換をさせていただきました。

担当課から問題とされていることの具体的な内容を聞かせていただき、委員からは、配慮不足ではなくパワハラだという意見もありました。

適格な対処が求められる大きな問題であることを再認識しました。

教育委員会には、今後もスクールバス運行委託事業者である屋久島交通と改善に向けた協議を重ね、よりよい改善策を導いていただき、児童生徒が安心安心に通学できるよう要望いたします。

最後に、屋久島町の公共交通にはたくさんの課題がありますが、屋久島町においての実態を把握し、実際のニーズを探ることで、優先的な課題を見出すことができ、必要とされている事業の実施がスムーズになると考えます。

今後、ますます高齢化が進み、島内交通に関する課題は多くなっていくと思いますが、屋久島町地域公共交通計画にのっとり、丁寧に事業実施がなされ、町民はじめ来島者の交通の安全性と利便性が向上することを願っております。

当調査特別委員会からの報告は、以上になります。

令和7年8月27日。

屋久島町の交通の安全性と利便性向上対策調査特別委員会委員長、眞邊真紀。

以上になります。ありがとうございました。

○議長（石田尾茂樹）

これで、屋久島町の交通の安全性と利便性向上対策調査特別委員会の報告を終わります。

△ 日程第21 発委第5号 屋久島町議会委員会条例の一部改正
について

○議長（石田尾茂樹）

日程第21、議会運営委員長から提出の発委第5号、屋久島町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

お諮りします。

発委第5号については、会議規則第39条第3項の規定によって趣旨説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、発委第5号については趣旨説明を省略することに決定しました。

これより、発委第5号について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、発委第5号、屋久島町議会委員会条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発委第5号、屋久島町議会委員会条例の一部改正についてを採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

△ 日程第22 議員派遣について

○議長（石田尾茂樹）

日程第22、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付しました会議等へ議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

△ 日程第23 閉会中の継続調査申し出の件について

○議長（石田尾茂樹）

日程第23、閉会中の継続調査申し出の件についてを議題とします。

議会運営委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第3回屋久島町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

閉会 午前10時57分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

屋久島町議会議長

屋久島町議会議員

屋久島町議会議員